

## Microsoft Store

### バージョン 8.7

発行日: 2021 年 6 月 28 日

発効日: 2021 年 7 月 28 日

## アプリ開発者契約書

Windows 用アプリの構築にご関心をお寄せいただき、ありがとうございます。本アプリ開発者契約、Microsoft Store (「本契約」) は、別紙および本契約に明示的に言及されるすべての文書を含み、パートナー センターにアクセスする法人または個人であるお客様 (「お客様」) と Microsoft Corporation (「マイクロソフト」または「当社」) の間の関係について説明したものであり、顧客にアプリおよびアプリ内製品を提供するためのお客様によるパートナー センターおよび Microsoft Store の利用に適用されます。

お客様は、本契約条件に同意することにより、当社に対し、お客様が本契約を受け入れる権限を有することを表明および保証し、またお客様が冒頭記載の発効日またはお客様が最初に本契約条件を受け入れた日のうちいずれか早い日付で、本契約条件に拘束されることに同意したことになります。本契約全体を通して、お客様は「開発者」と呼ばれますが、当社は、場合によりお客様が開発していないアプリまたはアプリ内製品を送信するパブリッシャーである場合があることを了解しています。

### 契約条件

#### 1. 定義

本契約においては、以下の各用語は以下に定義する意味を有するものとします。

a. 「アカウント料金」とは、お客様のストア アカウントを設定し、かかるアカウントにアクセスするためにお客様がマイクロソフトに支払う料金を意味します。

b. 「関連会社」とは、契約当事者を所有し、契約当事者によって所有され、または契約当事者と共通の所有下にある法人を意味します。「所有」とは、法人の 50% 超の持分または経営を指揮する権利を有していることを意味します。

c. 「アプリケーション」または「アプリ」とは、パートナー センターに送信可能なアプリケーションまたは拡張機能を意味します。

d. 「アプリ アセット」とは、各アプリについて、お客様がストアに関してお客様のアプリまたはアプリ内製品の送信および頒布において使用するためにマイクロソフトに提供する名前、商標、ロゴ、アイコン、製品説明、アプリのタイトル、アプリ内製品名、トレードドレス、画像、スクリーンショット、ビデオトレーラー、ユーザー作成コンテンツ、およびその他のメタデータを意味します。

e. 「アプリ収益」とは、純収入からストア料金を差し引いた額を意味します。

f. 「認証」とは、アプリが、適用される認証要件を順守しているかをテストするためのマイクロソフトのプロセスを意味します。アプリは、マイクロソフト (または

マイクロソフトの指定認証プロバイダー) が、アプリが認証を完了および通過したことを確認し、(ii) アプリがマイクロソフト発行の証明書を付して梱包された場合、「認証」されたこととなります。

g. 「認証要件」とは、マイクロソフトが提供する技術上、機能上、コンテンツ上、およびその他のポリシー上の要件 (Microsoft Store ポリシーを含みますが、それに限定されません) を意味します。これは、<http://go.microsoft.com/fwlink/p/?LinkID=512933>、またはストアもしくはお客様のアプリを通じて提供されるアプリ、アプリ内製品およびその他のコンテンツについて、マイクロソフトが指定する別の場所から入手可能です。

h. 「商取引拡大調整」とは、特定の国または地域において特定の種類のトランザクションを行うためにマイクロソフトが保持するアプリまたはアプリ内製品の純収入の追加割合を意味します。商取引拡大調整は、以下に相当します。(i) 顧客がその支払形式としてギフトカードもしくは通信事業者課金を用いて完了するすべてのトランザクションについては、10%、または(ii) 第6条(b)に定めるストア料金が適用される、該当するすべての Microsoft Store のトランザクションについては、<http://go.microsoft.com/fwlink/p/?linkid=248127> (その条件は随時更新される場合があります) に指定する割合。

i. 「関係当事者」とは、マイクロソフト、マイクロソフトの関連会社、別紙 C に基づく認定再販パートナー、およびストアの請求サービスを提供するネットワーク事業者を意味します。

j. 「顧客」とは、アプリまたはアプリ内製品を要求または取得するストアのエンドユーザー顧客を意味し、当該顧客がアプリまたはアプリ内製品を得るために料金を支払うか否かを問いません。

k. 「ドキュメンテーション」とは、パートナーセンターおよび認証要件、ならびにマイクロソフトが随時開発者に提供するその他のストアに関する資料および情報を意味します。

l. 「データ保護法」とは、データセキュリティ、データ保護またはプライバシーに関連する法律、規則、規制、判決、法令、その他の制定法、命令、指令または決議を意味し、個人データとそのデータの自由な移動を処理することに関連する、自然人の保護についての 2016 年 4 月 27 日の欧州議会および理事会の規則 (EU) 2016/679 (「GDPR (一般データ保護規則)」) およびカリフォルニア州消費者プライバシー法 (「CCPA」)、ならびにこれを実施する、派生的な、または関連する法律、規則、規制、および規制ガイダンス (修正、延長、廃止、置換または再制定されることがあります) を含みますが、これらに限定されません。

m. 「教育機関」とは、教育関連の機関を意味し、事務局、教育委員会、公共図書館および博物館を含みます。

n. 「FOSS」または「無料のオープンソースソフトウェア」とは、オープンソースイニシアチブ承認済みライセンスに基づきライセンス許諾されるソフトウェアを意味し、そのリストは現在、以下で入手可能です。

<http://opensource.org/licenses/alphabetical>

o. 「当社ゲーム」とは、ストアに送信され、マイクロソフトによって「当社ゲーム」もしくはストア内のその他の類似のカテゴリに分類されるアプリ、またはマイクロソフトの単独の裁量により、主としてゲーム機能（ゲーム ストリーミングまたはゲーミング サブスクリプション アプリを含みます）をユーザーに提供することが意図されたアプリを意味します。

p. 「アプリ内製品」とは、補完的なデジタル アイテムを意味し、固定料金または月額料金を問わず、ストアを通じて取得するために顧客に提供される、ダウンロード可能なアプリ用の追加コンテンツを含みます。これは、顧客がアプリ内製品を取得した後、開発者からアプリに提供されます。

q. 「Microsoft アカウント」とは、Microsoft サービスの顧客を識別するための一意的ユーザー名およびパスワードを意味します。

r. 「マイクロソフトの商標等」とは、以下の Web サイトに記載されているストアのロゴ、アイコン、およびダウンロード バッジを意味します。  
<http://go.microsoft.com/fwlink/p/?linkid=254841>

s. 「NDA」とは、お客様とマイクロソフトの間で締結された Microsoft Corporation の秘密保持契約（もしあれば）を意味します。

t. 「純収入」とは、ストアを通じたアプリのダウンロードまたはアプリ内製品の購入に関してマイクロソフトまたはその関連会社が顧客から受け取る合計金額から、(i) 本契約第 6 条 (g)（または該当する場合は別紙 C の第 3 項）に定めるとおりマイクロソフトまたは料金請求代行業者が納付するために顧客から徴収する販売税、使用税または VAT/GST、(ii) マイクロソフト、その料金請求代行業者またはその他の認定パートナーにより顧客に返金もしくは支払いまたはチャージバックがなされた金額、ならびに (iii) お客様が本契約に基づきマイクロソフトに対して支払義務を負っている金額を差し引いた額を意味します。

u. 「組織」とは、第三者企業、教育機関、政府機関、またはその他の組織を意味します。

v. 「パートナー センター」とは、<https://partner.microsoft.com> で現在利用可能な Web サイト、またはマイクロソフトが所有および運営するその他のインターフェイスを意味し、これらを通じて開発者は、ストアに関する情報にアクセスし、マイクロソフトから連絡を受けるほか、認証のためにアプリを送信し、アプリおよびアプリ内製品をストア内で提供することができます。

w. 「個人情報」とは、識別された、または識別可能な自然人（「データ主体」）に関する情報、ならびに適用されるデータ保護法に基づく個人データまたは個人情報を構成するその他のデータ情報を意味します。識別可能な自然人とは、特に名前、識別番号、位置データ、オンライン識別子などの識別子、またはかかる自然人の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的もしくは社会的なアイデンティティに固有の要素を 1 つ以上参照することによって、直接または間接的に識別することができる者をいいます。

x. 「プロモーション コード」とは、ストア内のアプリまたはアプリ内製品に関して顧客が引換可能なマイクロソフト作成のコードを意味します。

y. 「標準アプリケーション ライセンス条項」または「SALT」とは、別紙 G (またはマイクロソフトが指定する他の場所) に定めるとおり、マイクロソフトが提供する顧客ライセンス契約を意味します。

z. 「ストア」または「Microsoft Store」とは、マイクロソフトが所有または運営するプラットフォーム (名称を問わず、ユーザーがプラットフォームからコンテンツにアクセスできるようにするあらゆるサービスを含みます) を意味し、これらを通じてアプリおよびアプリ内製品を提供することができ、顧客はこれを取得することができます。別途規定されている場合を除き、ストアには、Microsoft Store、Windows ストア、Xbox ストア、ビジネス向け Microsoft Store、教育機関向け Microsoft Store、および Microsoft Edge アドオン サイトが含まれます。

aa. 「ストア アカウント」とは、パートナー センターのサービス アカウントを意味し、ユーザー名およびパスワードを含みます。

bb. 「ストア料金」とは、アプリまたはアプリ内製品の純収入のうち、マイクロソフトがストア内でアプリまたはアプリ内製品を提供し、本契約に定めるサービスを提供するための料金として保持する割合を意味しますが、アカウント料金に含まれる料金またはその他の別途特定される料金は含まれません。

cc. 「米ドル」とは、アメリカ合衆国ドルを意味します。

dd. 「ユーザー作成コンテンツ」とは、エンド ユーザーまたは顧客から提案され、アプリを通じてまたはアプリの一部として発表される、形式を問わないコンテンツを意味し、グラフィック、テキストまたは音声コンテンツを含みます。

ee. 「Windows デバイス」とは、アプリを実行できる電子デバイスを意味します。

ff. 「ビジネス向け Microsoft Store」とは、各組織の権限を有する従業員、代理人および社員用に、アプリおよびアプリ内製品を取得し、その頒布を開始するために、マイクロソフトが組織に提案するプログラム (名称を問わない) を意味します。

gg. 「教育機関向け Microsoft Store」とは、各教育機関の権限を有する従業員、代理人および社員用に、アプリおよびアプリ内製品を取得し、その頒布を開始するために、マイクロソフトが当該教育機関に提案するプログラム (名称を問わない) を意味します。

hh. 「Xbox Live Services」とは、Xbox Live SDK for Windows を介してマイクロソフトが提供するオンライン ゲーム機能を意味します。

2. ストア アカウント。パートナー センターにアクセスし、ストアにアプリを送信するには、お客様は、パートナー センターを通じてストア アカウントを開設する必要があります。マイクロソフトは、ストア アカウントを設定する際にお客様が提出した情報を確認することがあります。お客様は、認証のためにアプリを送信するには、アカウント料金を支払うよう求められる場合があります。マイクロソフトは、お客様がストア アカウントと共に提供する連絡先情報を使用して、イベント、コンテスト、プロモーションなどに関するニュースレターおよび情報を送信することがあります。お客様は、マイクロソフトがカスタマー サポートの目的で、パートナー センターにおいてお客様が提供したメール アドレスをストア内で公表する場合があることに同意します。お客様のストア アカウントは、お客様およびパートナー センターでお客様の代理人

としてお客様が権限を付与する個人のみが使用します。お客様のストア アカウントで行われたすべての行為の責任については、お客様が負います。お客様は、ユーザー名とパスワードを共有してはならず、または別途第三者（お客様の権限を付与された代理人を除きます）に対し、お客様に代わりストアまたはパートナー センターにアクセスし、これを利用することを許可してはなりません。お客様が、ストア アカウントを良好な状態で保持しない場合（ストア アカウントに関して料金（もしあれば）を支払わない、マイクロソフトに不正確もしくは古い情報を提供する、税金に関する必要な情報を提供しない、不誠実または詐欺的な活動に従事する、ストア カタログにおいてアクティブな状態を維持しない、または繰り返し本契約（ドキュメンテーションの要件を含む）に違反するアプリもしくはアプリ内製品を送信する、ストアのサービスを悪用する、もしくは他者によるストア サービスの利用を妨害するなど）、マイクロソフトは、お客様のストア アカウントを取り消し、お客様のアプリとアプリ内製品をストアから削除し、アプリの評価とレビューを消去し、関連するアカウント料金（もしあれば）を返還せず、マイクロソフトが利用できるその他の救済措置（適切な場合は、別途お客様に支払うべきアプリ収益を留保することを含みます）を求めることができます。マイクロソフトがお客様のストア アカウントを取消または停止する場合、マイクロソフトは書面をもって当該取消または停止をお客様に通知します。この通知では、お客様がマイクロソフトに返信し、お客様のストア アカウントを復元させる機会が提供されます。当該復元リクエストはすべて、次のアドレス (reportapp@microsoft.com) に送信する必要があります。

### 3. アプリの送信、評価、認証、および頒布

a. 送信。お客様は、お客様がストアを通じて提供することを希望する各アプリ、および各アプリ内製品のメタデータ（各アプリの更新を含みます）をマイクロソフトに送信する必要があります。お客様は、送信したアプリおよびアプリ内製品に対して単独で責任および責務を負うものとします。お客様は、アプリをサポートし、アプリ内製品を提供およびサポートする責任を負うものとします。マイクロソフトは、お客様が送信したアプリおよびその他の資料のコピーをすべて保持（または破棄）します。マイクロソフトは、これを返還しないため、お客様は、自身のバックアップ コピーを保有する必要があります。

b. アプリの更新。お客様は、認証を受けるため、またストアを通じて頒布するため、アプリの更新を送信することができます。これらの更新は、本契約のすべての要件に従うものとします。お客様は、エンド ユーザーが更新を自動的に受け取ることを選択する場合があることを了解しています。アプリの新規機能の追加については、お客様がアプリの頒布を行うことを選択した市場の法が更新につき顧客の書面による同意を求める場合に、最初に顧客に通知することなく、また顧客から書面による同意を得ることなく、更新による機能の追加を行なってはなりません。

#### c. 評価およびテスト

- i. テスト。お客様のアプリを Windows 8、Windows 10、またはその後継のオペレーティング システム上でテストするため、Windows アプリ認証キットを <https://go.microsoft.com/fwlink/?linkid=221807> から入手することができます。
- ii. サイドローディング。マイクロソフトが「デバイスのロック解除」サービス（名称を問わない）を提供する場合、お客様は、かかるサービスの仕様および技術上のサービス制限に従い、かかるサービスを利用して、合理的な数の Windows デバイスのロック解除を行うことができます。ただし、そのようにロック解除された Windows デバイスは、お客様のアプリまたはアプリ内製品をテストおよび評価する目的に限り使用するものと

します。本条において、「ロック解除」とは、ストアのために開発されているアプリまたはアプリ内製品を、Windows デバイスがロードまたは実行できるようにすることを意味します。

d. 当初認証。マイクロソフトは、本契約（適用される認証要件を含みます）およびお客様に提供されるその他の方針（もしあれば）を順守するためにお客様が送信した各アプリ（更新を含みます）をテストするものとします。マイクロソフトは、アプリが認証を受けない限り、また認証されるまで、アプリをストアで提供しないものとします。

e. コンテンツ。お客様は、ご自身のアプリおよびアプリ内製品（アプリ アセットを含みます）を通じて提供されるすべてのコンテンツを選択し、かかるコンテンツが本契約、認証要件、およびすべての適用法規の条件を順守するよう徹底する責任を単独で負います。マイクロソフトによるアプリの認証は、アプリが当該要件を順守している旨のマイクロソフトによる表明もしくは確認を構成するものではなく、またはマイクロソフトが当該要件に関する責務もしくは責任を受け入れたことにはなりません。

f. 請求への対応。マイクロソフトがお客様のアプリの変更または削除を求める請求を第三者から受けた場合、マイクロソフトは、アプリを削除するか、かかる請求をお客様に付託することができます。お客様は、合理的に可能な限り速やかに通知に回答し、マイクロソフトのノーティス アンド テイクダウン方針 (<http://go.microsoft.com/fwlink/p/?LinkID=224390>) に定めるその他の要件を順守する必要があります。お客様は、お客様のアプリが本契約条件に違反していることを発見した場合は、直ちにマイクロソフトに通知し、マイクロソフトと協力してアプリを修復する必要があります。

g. 請求の提起。お客様は、他のアプリが自らの権利を侵害していると確信する場合、マイクロソフトのノーティス アンド テイクダウン方針 (<http://go.microsoft.com/fwlink/p/?LinkID=224390> で入手可能) に従い、マイクロソフトに請求を提起することができます。

h. アプリの可用性。マイクロソフトは、お客様が送信するアプリもしくはアプリ内製品を提供する義務、またはアプリもしくはアプリ内製品の可用性を維持する義務を負いません。このことは、アプリが認証を受けている場合も同様とします。

i. アプリの配置およびプロモーション。マイクロソフトは、単独の裁量により、ストア内のいずれかの場所でのアプリの配置またはプロモーションに関するすべての決定を下す（またはそのような決定を下す関連会社もしくは第三者を指名する）権利を留保します。

j. エンタープライズ アプリ。お客様は、(ビジネス向け Microsoft Store および教育機関向け Microsoft Store を通じてアプリを取得し、ユーザーに頒布するのではなく) お客様の(別紙 B で定義されている) 担当者に直接、(別紙 B で定義されている) エンタープライズ アプリを提供する場合、本契約の別紙 B に定める条件が適用され、これに同意するものとします。

k. プロモーション コード。お客様は、パートナー センターにおいてプロモーション コードを選択する場合、マイクロソフト、その代理人、関連会社、ライセンシーおよび小売パートナーに対し、プロモーション コードの製造、頒布、宣伝およびマーケティングに関してお客様のアプリ アセットを使用する権利を付与します。以下の場合を除き、お客様は、いかなる方法でも、プロモーション コードを提

供または頒布することはできません。

- i. プロモーション コードは、お客様のアプリおよびアプリ内製品の無料ダウンロードを提供するものであり、Microsoft Store で提供可能なコンテンツを取得するために顧客はこれを使用することができます。
- ii. お客様が提供を受けるプロモーション コードの数は限られています。このコードはそれぞれ、顧客維持プログラムおよびカスタマー サービスのために、お客様のアプリまたはゲーム関連コンテンツ (アプリまたはアプリ内製品) を宣伝および提供するための方法として、各アプリまたはアプリ内製品について使用することができますが、その使用回数は限られています。
- iii. プロモーション コードを配布した場合、アプリまたはアプリ内製品の収益を喪失します。
- iv. プロモーション コードを再販してはならず、またはその代金を受け取ってはなりません。
- v. プロモーション コードは、お客様が作成するプロモーション コードに応じて、適切な年齢の顧客に対してのみ頒布するものとします。
- vi. 非表示コンテンツの時間制限。こうしたプロモーション コードを通じて利用可能となる有料コンテンツは、コンテンツのリリースから 60 日以内に、アプリ上で顧客に提供する必要があります。

l. 削除方針。マイクロソフトは、理由を問わず、アプリまたはアプリ内製品をストアから削除し、またはその可用性を停止することができます。かかる理由には、以下が含まれることがありますが、これらに限定されません。(i) 本契約もしくはドキュメンテーションに定める条件の違反、(ii) 本契約またはアプリもしくはアプリ内製品に関連するライセンスのお客様による明示的な解除、(iii) お客様のアプリもしくはアプリ内製品が第三者の知的財産権を侵害している旨の主張もしくは請求、(iv) お客様のアプリもしくはアプリ内製品がモバイル ネットワーク事業者のネットワークに害を及ぼしている旨の事業者による主張、(v) お客様のアプリがお客様とモバイル ネットワーク事業者との間の契約に基づいて既に提供されている旨の事業者による主張、(vi) お客様のアプリもしくはアプリ内製品のコンテンツもしくは品質に関する苦情、または (vii) 適用される連邦もしくは州の広告もしくは価格設定に関する法、規制もしくは規制上の指針に対するお客様による実際の違反もしくはその可能性。マイクロソフトはさらに、あるアプリもしくはアプリ内製品がエンド ユーザーもしくはそのデバイス、第三者 (関係当事者を含みます) またはいずれかのネットワークに害を及ぼす可能性があるかと確信する場合、または裁判所の手続、政府命令もしくは訴訟上の和解契約の順守のために、以前にダウンロードされた当該アプリもしくはアプリ内製品のコピーを無効にすることができます。アプリ収益が生じるお客様のアプリまたはアプリ内製品が、本契約もしくはドキュメンテーションに定める条件の違反を理由に、または侵害の主張に応じて、削除されるか無効となる場合を除き、マイクロソフトは、削除または無効化の前にアプリ収益を生じたお客様のアプリまたはアプリ内製品の頒布に関して、支払うべき金額 (もしあれば) をお客様に支払います。マイクロソフトの解除権および停止権は、自らが有するその他の権利および救済措置に影響を及ぼすものではありません。マイクロソフトがお客様のアプリもしくはアプリ内製品を削除またはその可用性を停止する場合、お客様は、当該削除または停止に関して書面による通知を受け取ります。この通知では、お客様がマイクロソフトに返信し、アプリまたはアプリ内製品の復元を求める機会が提供されています。当該復元リクエストはすべて、次のアドレス ([reportapp@microsoft.com](mailto:reportapp@microsoft.com)) に送信する必要があります。

m. 修正または中止。ストアおよびパートナー センターは、マイクロソフトの財産です。マイクロソフトは、単独の裁量で、ストアおよびパートナー センターをいつでも変更または中止することができます。

#### 4. エージェント、コミッショネアとしての指名、ライセンス

##### a. マイクロソフトの指名

- i. マイクロソフトの役割は、ストアを有効にし、顧客によるストアを通じたアプリおよびアプリ内製品の購入を促進するためにテクノロジーおよびサービスを提供することです。本契約別紙 C に別途規定する場合を除き、お客様は、かかる目的で、場合によりエージェントまたはコミッショネアとしてマイクロソフトを指名し、お客様は、マイクロソフトではなくお客様自身が、ストアを通じて取得される各アプリまたはアプリ内製品のディストリビューターであることを認めます。
- ii. お客様が、お客様のアプリまたはアプリ内製品の購入を推進するためにマイクロソフトの コマース プラットフォーム (または、マイクロソフトがサブエージェントとして指定する、マイクロソフトの関連会社もしくは通信事業者が提供する請求システム) を利用している場合で、エージェントまたはコミッショネアとしてマイクロソフトを指名しているときは、お客様はさらに、以下のことを認めます。(i) マイクロソフトがお客様に代わり、顧客がストアを通じていずれかのアプリまたはアプリ内製品を取得する際に支払う金額を受領すること、(ii) お客様に提供される Microsoft サービスには、顧客がアプリおよびアプリ内製品を購入する際に生じる購入、返品およびチャージバックの処理が含まれること、ならびに (iii) マイクロソフトは第 6 条 (c) に従いお客様に支払を行うこと。お客様は、サブエージェントとしてマイクロソフト関連会社および通信事業者を指名する権利をマイクロソフトに付与し、さらにマイクロソフトがサブエージェントとして指名したマイクロソフト関連会社に対し、サブエージェントとして他のマイクロソフト関連会社を指名する権利を付与します。
- iii. お客様が、お客様のアプリまたはアプリ内製品の購入を推進するためにマイクロソフトの コマース プラットフォーム (または、マイクロソフトがサブエージェントとして指定する、マイクロソフトの関連会社もしくは通信事業者が提供する請求システム) を利用している場合で、エージェントまたはコミッショネアとしてマイクロソフトを指名しているときは、(マイクロソフトが認定する) オーストラリアの顧客によるお客様のアプリまたはアプリ内製品の購入を伴うランザクションについて、お客様は、それら購入に関してオーストラリアの現地の税金徴収要件を管理することをマイクロソフトに対し認めるために必要な範囲に限り、マイクロソフトが、お客様のエージェントまたはコミッショネアとして行為する権利を、場合により Microsoft Regional Sales Corporation (所在地: 438B Alexandra Road #04-09/12 Block B, Alexandra Technopark Singapore 119968) (「MRS」)、または Microsoft Pty Ltd (所在地: 1 Epping Road, North Ryde, New South Wales, Australia 2113) (「MPL」) に譲渡したことを了承し、これに同意します。またお客様と (状況に応じ) MRS または MPL は、AU GST 法第 84-60 項において、以下のとおり合意します。(l) AU GST 法第 84-55 項は、お客様がストアを通じて提供されるお客様のアプリまたはアプリ内製品の販売が、内国向けの無形消費者供給品であるかのごと

く、当該販売に適用されること、(II) GST 法において、(場合により) MRS または MPL がその供給者であり、そのためになされる対価にて供給を行うものとして扱われること。MRS および MPL は、ストア料金を VAT/GST 登録開発者および企業として特定されたその他の開発者に請求します。マイクロソフトまたはその関連会社は、他国における VAT 規則の順守を徹底するために、VAT/GST 登録者として特定されていない開発者にストア料金を請求します。本条において「対価」、「GST」、「GST 法」および「内国向け無形消費者供給品」という語は、1999 年の新税制 (物品およびサービス税) 法 (A New Tax System (Goods and Services Tax Act) (「AU GST 法」)) に定める意味を有します。

- iv. お客様が、お客様のアプリまたはアプリ内製品の購入を推進するためにマイクロソフトの コマース プラットフォーム (または、マイクロソフトがサブエージェントとして指定する、マイクロソフトの関連会社もしくは通信事業者が提供する請求システム) を利用している場合で、エージェントまたはコミッションアとしてマイクロソフトを指名しているときは、(マイクロソフトが認定する) ニュージーランドの顧客によるお客様のアプリまたはアプリ内製品の購入を伴うトランザクションに関して、お客様は、それら購入に関してニュージーランドの現地の税金徴収要件を管理することをマイクロソフトに対し認めるために必要な範囲に限り、マイクロソフトが、場合によりお客様のエージェント、コミッションアまたはリセラーとして行為する権利を Microsoft New Zealand Limited (所在地: Level 5, 22 Viaduct Harbour Avenue, PO Box 8070, Symonds Street, Auckland 1150, New Zealand) (「MSNZ」) に譲渡したことを了承し、これに同意します。該当する場合、お客様と MSNZ は、以下のとおり合意します。(I) NZ GST 法第 60 条 (1A) において、お客様が実施する課税対象業務の過程で、またこれを促進するため、ニュージーランドに所在する顧客に対するお客様のアプリまたはアプリ内製品の供給を行う者として扱われるのは、お客様ではなく、MSNZ であること、(II) NZ GST 法第 60 条 (1B) において、ニュージーランドの顧客に対するお客様のアプリまたはアプリ内製品の供給は、NZ GST 法の目的に照らし、2 つの別個の供給品、すなわち、(a) お客様から MSNZ への物品およびサービスの供給と (b) MSNZ から顧客への物品およびサービスの供給として扱われ、MSNZ は、当該供給において主体者として扱われます。MRS および MSNZ は、ストア料金を VAT/GST 登録開発者および企業として特定されたその他の開発者に請求します。マイクロソフトまたはその関連会社は、ニュージーランドを除く国における VAT 規則の順守を徹底するために、VAT/GST 登録者として特定されていない開発者にストア料金を請求します。該当する場合、本項で使用される語のうち、本契約で別途定義されていないものは、1985 年物品およびサービス税法 (「NZ GST 法」) に定める意味を有します。
- v. お客様のアプリが、OEM または通信事業者により事前にインストール可能であると指定された場合、お客様は、適用されるドキュメンテーションに従い、またお客様と指定された OEM または通信事業者との間の適切な契約に基づき、指定された OEM または通信事業者に対し、(マイクロソフトが書式を設定し、署名した) アプリを提供することができます。

b. マイクロソフトに対する権利の付与。お客様がアプリまたはアプリ内製品をストア カタログに送信することにより、アプリまたはアプリ内製品の所有権がマイクロソフトに移転すること

はありませんが、FOSS ライセンスの対象であるマテリアルを除き、お客様は自らのエージェントまたはコミッショネアとしての立場にあるマイクロソフトに対し、以下を行う地域無制限の権利を付与します。何らかのデジタル伝送テクノロジーを通じて、アプリを掲載、インストール、使用、複製、実演および表示すること、フォーマットを設定すること、(複数の頒布階層を通しての場合も含め) 顧客に提供すること、パートナー センターを通じてお客様が選択した第三者広告管理を挿入すること、アプリにサインすること(既存の署名を削除することを含みます)。すべての場合において、本契約に基づくマイクロソフトの権利を行使し、責任を履行すること(お客様のアプリまたはアプリ内製品の認証の実施、ならびにセキュリティの脆弱性を特定するための侵入テストその他のテストの実施を含みます)、またお客様が、お客様のアプリまたはアプリ内製品の購入を推進するためにマイクロソフトの コマース プラットフォーム(または、マイクロソフトがサブエージェントとして指定する、マイクロソフトの関連会社もしくは通信事業者が提供する請求システム)を利用している場合に限り、必要な税金を計算、徴収および納付することを目的とします。マイクロソフトはさらに、ストア内で提供可能となった後、お客様のアプリまたはアプリ内製品が引き続き本契約を順守しており、マイクロソフトのアプリ開発および頒布のプラットフォームに準拠しているかを確認するため、またマイクロソフトのアプリ開発および頒布のプラットフォームを改善するため、当該アプリまたはアプリ内製品を定期的に評価することができます。

c. FOSS ライセンス。お客様のアプリ、アプリ内製品およびアプリ アセットは、第三者の知的財産もしくは人格権を侵害または悪用するものであってはなりません。お客様のアプリまたはアプリ内製品のコードの一部が第三者からライセンスされる場合、または FOSS ライセンスに基づきライセンスされる場合、お客様は、(i) ソースコードの可用性要件を含む当該ライセンス条件の順守、および (ii) マイクロソフトがお客様のエージェントまたはコミッショネアとしての立場において、本契約に基づきお客様に対する義務を履行するために必要な権利を有するようにする責任を単独で負います。

d. マーケティングの権利。お客様は、以下の (i) から (iii) に関連して、マイクロソフト、そのエージェント、請負業者、ライセンシー、マーケティング パートナーおよび関連会社に対し、お客様の法人名、アプリもしくはアプリの一部、アプリ内製品、および各アプリのアプリ アセットを使用、複製、表示、実演および公開する権利、ならびに明らかなスペル ミス、文法上の間違いまたは誤植を訂正する目的に限り、お客様のアプリの説明を修正する権利を付与します。(i) ストアを通じたアプリもしくはアプリ内製品の頒布およびマーケティング、(ii) あらゆる媒体(マイクロソフト アフィリエイト プログラム (<http://www.microsoftaffiliates.com> 参照)を含みます)におけるアプリもしくはアプリ内製品の広告もしくは宣伝、ならびに (iii) アプリ、アプリ内製品、Windows、Windows Phone、Xbox のハードウェアおよびアクセサリ、Xbox Live Services、Xbox.com その他の Windows、Windows Phone または Xbox 関連の Web サイト、ならびにその後継のプラットフォーム、その他のストアまたはアプリに関するマイクロソフトの Web サイト、製品およびサービスに関するマーケティング、プレゼンテーション、デモンストラーション、トレード ショー、業界イベントおよびプレス リリース。ただし、本契約中のいかなる定めも、法により許可される場合(適用される著作権法に基づく公正な使用または商標法に基づく「指示的な」使用など)に、マイクロソフトがライセンスなく、お客様のアプリ、アプリ アセット、またはアプリ内製品を使用することを妨げるものではありません。

e. アプリリストの削除。お客様がパートナー センターの機能(当該機能は、「非公開」機能などと呼ばれます)を使用して、合理的な期間以内に、マイクロソフトに対しストア内でのお客様のアプリまたはアプリ内製品の可用性につき削除を依頼する場合は、マイクロソフトは、当該アプリまたはアプリ内製品をストアから削除し、当該アプリまたはアプリ内製品の提供を終了します。ただし、本契約の第 11 条 (b) に基づき許可されている場合を除きます。

f. 製品評価。ストアでは、ユーザーがアプリ、および該当する場合はアプリ内製品にコメントを付けることができます。お客様のアプリおよびアプリ内製品は、お客様が納得できないユーザーの評価やコメントを受ける場合があります。お客様は、お客様のアプリおよびアプリ内製品、または他のアプリおよびアプリ内製品の評価またはコメントの操作を試みることはできません。これらの評価に関する質問や懸念がある場合は、マイクロソフトに連絡することができます。

g. 製品ランキング、配置、マーケティング。マイクロソフトは、お客様のアプリやアプリ内製品に関してマイクロソフトが収集した製品評価およびその他の情報を使用して、ストア内のアプリおよびアプリ内製品のランキング、配置、マーケティングを決定することができます。特定のアプリおよびアプリ内製品に対するマイクロソフトのマーケティングおよび配置慣行の開示に適用される法令の順守に関する詳しい情報は、[以下の開示文書 \(https://aka.ms/disclosurepolicy\)](https://aka.ms/disclosurepolicy) をご確認ください。お客様は、お客様のアプリおよびアプリ内製品、または他のアプリおよびアプリ内製品のランキングの操作を試みることはできません。

h. プライバシー ポリシー。お客様は、(1) お客様のアプリもしくはアプリ内製品が個人情報にアクセスし、これを収集し、お客様もしくは第三者に転送する場合、(2) お客様が第 9 条に定めるアプリ分析およびエラー報告データの受領を選択する場合、または (3) 別途法により義務付けられる場合は、プライバシー ポリシーを維持する必要があります。お客様は、自らのプライバシー ポリシーについて、(当該ポリシーを顧客向けに掲示するために当社に送信するなどの方法により) 顧客に通知する責任を負います。お客様のプライバシー ポリシーは、(i) 本契約および適用される法規制 (お客様に適用されるデータ保護法を含みますが、これに限定されません) を順守し、(ii) お客様のアプリによりアクセス、収集または転送される情報、および当該情報の使用、保存、保管および開示方法をユーザーに通知し、(iii) ユーザーが自らの情報の使用および共有を管理する方法、ならびに情報にアクセスできる方法を説明するものである必要があります。お客様は、アプリ内などの合理的な場所にお客様のプライバシー ポリシーへの明瞭なリンク (ストア製品詳細ページのリンクのほか) を維持し、顧客が個人情報を収集される時点または収集される前にそのリンクを見つけられるようにします。関係当事者のプライバシー ポリシーは、顧客によるお客様のアプリまたはアプリ内製品の使用には適用されません。顧客から個人情報を取得する前に、お客様は、顧客から法的に有効な許可を取得するか、または顧客のデータを処理するためにその他の有効な法的根拠を有する必要があります。ユーザーの許可を得る場合、当該許可は、有効な同意として、適用法 (お客様に適用されるデータ保護法を含みますが、これに限定されません) を順守している必要があります。

i. ストア アプリに関する顧客に対するライセンス。各アプリまたはアプリ内製品をインストールし、使用する権利を顧客に許諾するのは、マイクロソフトではなくお客様とします。お客様は、お客様のアプリまたはアプリ内製品に関して、ライセンス契約を顧客に提供することができます。当該ライセンス契約または顧客によるお客様のアプリもしくはアプリ内製品の使用に適用されるその他の条件 (プライバシー ポリシーを含みます) またはそれらへのリンクについて、お客様がマイクロソフトに提供する製品説明資料を通じて発表するために、マイクロソフトにこれを提供する必要があります。お客様がかかる資料を提供しない場合、お客様と顧客との間で、お客様のアプリまたはアプリ内製品が提供される市場に適用される、標準アプリケーション ライセンス条項が適用されます。お客様が独自のライセンス契約を提供する場合、そのライセンスは少なくとも、アプリまたはアプリ内製品のダウンロード、ストリーミングおよび利用について、お客様のアプリまたはアプリ内製品に適用されるマイクロソフトの使用ルール (<http://go.microsoft.com/fwlink/p/?LinkId=723143> から入手可能) に定めるダウンロード、ストリーミングおよび利用の権利よりも制限的ではない権利を顧客に付与するものである必要があります。

j.       マイクロソフトの商標等のライセンス。マイクロソフトがお客様のアプリをストアで提供する日から、お客様のアプリがストアで提供され続ける限り、マイクロソフトは、<http://go.microsoft.com/fwlink/p/?linkid=254841>に掲載されているロゴの使用に関する仕様書に記載されているとおりにのみ、お客様のアプリおよびアプリ内製品の広告に関してマイクロソフトの商標等を使用する地域無制限、非独占的、移転不能な無償のライセンスをお客様に付与します。マイクロソフトはこの URL を変更することがありますが、変更した場合、こうした仕様書を掲載した新しい URL にお客様を再誘導するために合理的な手段を講じます。マイクロソフトは、お客様に合理的な通知を行ったうえで、新しいマイクロソフトの商標等を含めるために仕様書を変更することがあります。マイクロソフトは、本契約で明示的に付与したものの以外のすべての権利を留保します。マイクロソフトは、マイクロソフトの商標等および関連する暖簾の唯一の所有者であり、またお客様によるマイクロソフトの商標等の使用に関連する暖簾の唯一の受益者です。お客様は、マイクロソフトの商標等の使用によって、マイクロソフトの商標等に関するいかなる権利、権原、利益も取得することはありません。お客様が本ライセンスに基づいてマイクロソフトの商標等を使用した結果として、マイクロソフトの商標等に対する何らかの権利を取得した場合でも、お客様は本件により当該権利をそれに関連する暖簾と併せて譲渡し、また将来においても譲渡するものとします。お客様は、マイクロソフトの商標等を保護する際に、マイクロソフトの費用負担で、マイクロソフトを合理的に援助します。マイクロソフトは、マイクロソフトの商標等に対する権利の行使または防御のために法的措置をとるかどうかを単独の裁量で判断し、マイクロソフトの商標等に関する一切の法的措置を処理します。

k.       ビジネス向け Microsoft Store および教育機関向け Microsoft Store。お客様がパートナー センターでビジネス向け Microsoft Store および教育機関向け Microsoft Store への参加を拒否する機能を使用しない限り、お客様は、以下の追加条件に同意したことになります。(i) マイクロソフトがホストするストアのバージョン、組織がホストする Web サイト、あるいはその他のいずれを通じて頒布されるかを問わず、お客様のアプリおよびアプリ内製品をダウンロードのために組織に提供する地域無制限の権利をマイクロソフトに付与すること、(ii) 組織がお客様のアプリまたはアプリ内製品を取得する場合、取得数に対応して、第 4 条 (i) に記載のライセンスを組織に付与し、また、当該組織の権限を有する従業員、代理人もしくは社員であるユーザーに対して当該ライセンスを譲渡し、取り消し、再譲渡する権限を組織に付与すること、(iii) お客様のアプリまたはアプリ内製品に関してお客様が組織に提供するライセンス契約は、上記の権利付与または第 4 条 (i) においてユーザー毎に許可されるデバイスの最低数に反してはならず、お客様は、各組織のライセンシーが本契約本条の第三者受益者であることを認めること、(iv) 組織がお客様のアプリまたはアプリ内製品に関するライセンス契約の条件を順守することをマイクロソフトが保証できないこと (特定の地理的な市場におけるアプリまたはアプリ内製品のインストールに対する制限および利用に対する制限を含みますが、これに限定されません) を認めること。このことは、お客様がパートナー センターにおいて、特定の地理的な市場にお客様のアプリおよびアプリ内製品の可用性を制限する機能を使用する場合も同様とします。

5.       アプリの要件。ストアを通じて頒布するためにお客様がマイクロソフトに送信する各アプリまたはアプリ内製品は、以下の要件を満たす必要があります。

a.       認証要件。アプリおよびアプリ内製品 (FOSS の入ったアプリまたはアプリ内製品を含みます) は、本契約、認証要件、およびマイクロソフトがお客様に提供するその他のすべての資料 (随時改訂される場合があります) を順守している必要があります。

b.       地域法。お客様のアプリおよびアプリ内製品、ならびそれらのマーケティングは、アプリ、アプリ アセットおよびアプリのコンテンツが提供されている各地域または国の法を順守している必要があります。これには、(i) お客様またはお客様のアプリによる個人情報の収集および使用に関し

てお客様に適用されるすべてのデータ保護法、(ii) 電気通信法、(iii) コンテンツ評価に関する規則、(iv) 消費者保護およびマーケティングに関する法 (子どもに広告製品の購入を直接推奨することを禁止する法を含みます)、(v) すべての関連する輸出管理法、ならびに (vi) 税法が含まれます。なお、お客様のアプリの原産国を問いません。お客様がアプリまたはアプリ内製品の販売またはダウンロード前に消費者に対し情報開示を求められる場合、お客様は、(ストアの製品説明ページのいずれかの場所で提供されていない限り) アプリの説明フィールドにおいてこれを提供する必要があります。ストアの製品説明ページで提供される開示には、詳細な連絡先情報およびアプリで利用できるアプリ内購入に関する情報を含めることができます。お客様は、地域法により義務付けられるとおり、十分明確に当該通知を行う必要があります。お客様のアプリまたはアプリ内製品は、いずれの政府機関による追加の審査、承認、ライセンスまたは技術ベースの制限も受けることなく、ストアを通じて提供することを選択したすべての法域に適法に頒布可能である必要があります。お客様は、お客様のアプリまたはアプリ内製品が利用、使用またはサポートする管理されたテクノロジーをマイクロソフトに開示する必要があり、またマイクロソフトがその法的義務を順守するために必要な場合は、マイクロソフトが合理的に要求する措置を取る必要があります。お客様は、契約違反を含む違法行為をなす目的で、または他者にかかる行為を許可する目的で、ストアもしくはアプリやアプリ内製品の開発のために提供されるサービスもしくはツールを使用することはできません。

c. 第三者の権利。アプリ、アプリ内製品およびアプリ アセットは、第三者の知的財産もしくは人格権を侵害または悪用するものであってはなりません。お客様は、お客様のアプリ、アプリアセットもしくはアプリ内製品において、またはこれらを経由して提供する音楽または動画 (およびそれらに埋め込まれたすべてのコンテンツ) に関連して必要なすべての権利、認可および承諾の取得、報告および維持、ならびにすべてのライセンス料 (音楽出版社および興行権に対する適用可能な興行ライセンス料を含みますが、これに限定されません) その他の金額、費用および対価の支払、ならびにそれらに関するすべての付随する報告義務の遂行を、単独の費用負担により行う責任を負っており、将来においても負うものとします。

d. アプリ内コマース。お客様は、アプリ内製品をお客様のアプリ内で購入できるようにすることを選択できます。サポート対象の Windows デバイスで Microsoft Store の顧客が利用可能な、ゲーム以外のアプリ内製品 (Xbox コンソール上のゲーム以外のアプリで提供されているアプリ内製品を除きます) については、お客様は、お客様のアプリ内で消費もしくは使用され、または消費もしくは使用できるアプリ内製品の購入をサポートするために、第三者の安全なコマース エンジンを利用することができます。i) いずれのデバイスでも利用可能なすべての当社ゲームおよび当社ゲーム内のアプリ内製品 (サブスクリプションを含みます)、ならびに ii) Xbox コンソール上で利用可能なすべてのアプリ (および当該アプリ内で利用可能なアプリ内製品) については、当該当社ゲームまたはアプリまたは当該当社ゲームもしくはアプリ内で消費もしくは使用され、または消費もしくは使用できるアプリ内製品の購入に、マイクロソフトのコマース エンジンを使用する必要があります。

e. コマース・プラットフォームの要件。第三者のコマース エンジンで行われた購入は、ストア料金の対象ではありませんが、当社の認証要件を順守することが求められます。お客様がアプリ内で製品またはサービスの購入のために提供するアプリ内購入機能は、認証要件を順守している必要があります。マイクロソフトのコマース エンジンを使用するすべての購入には、本契約条件 (ストア料金に関する条件、認証要件、ライセンス要件および税務上の要件を含みますが、これらに限定されません) が適用されます。お客様のアプリにおいて、アプリ内で購入が可能である場合、お客様は、製品説明にアプリ内購入機能が利用可能である旨を明示的に開示する必要があります。



iii. 以下については、純収入の 30%。

1. Xbox コンソール上の Microsoft Store で顧客が取得し、当該顧客にサブスクリプション ベース以外で請求されるすべてのアプリおよびアプリ内製品、
2. Xbox コンソール上の Microsoft Store で顧客が取得したすべての当社ゲーム (および当社ゲームに含まれるアプリ内製品)
3. Windows 8 デバイス上の Microsoft Store または Windows Phone 8 デバイス上の Microsoft Store において顧客が取得したすべてのアプリおよびアプリ内製品。

c. 支払条件および処理。お客様が、アプリの購入またはアプリ上のアプリ内購入をサポートするために、マイクロソフトの コマース エンジンを使用している場合、マイクロソフトは、本第 6 条 (c) に従い、本契約に基づきお客様に支払うべき該当するアプリ収益をお客様に支払います。支払は通常毎月発生し、<https://docs.microsoft.com/en-us/windows/uwp/publish/payment-thresholds-methods-and-timeframes> に掲載されているマイクロソフト パートナー センターの支払閾値および支払方法の条項に記載の適用される閾値を満たしている場合は、マイクロソフトによる調整を受けます。マイクロソフトは、マイクロソフトのその時点で有効な支払ポリシーに従い、ストア アカウント設定中にお客様が指定した方法で、アプリ収益を支払うものとします。マイクロソフトは、お客様もしくは銀行が提供した不正確もしくは不完全な情報に起因する送金遅延もしくは誤送金、または銀行によるお客様の口座への入金不履行については責任を負いません。お客様がアメリカ合衆国以外に所在している場合、マイクロソフトは、マイクロソフトがその時点で適用する米ドルとお客様の現地通貨の変換レートを使用して、お客様の支払先住所の現地通貨でお客様に支払を行うことができます。お客様が実際に受け取る金額は、金融機関によって課されるレートおよび料金ならびに適用される源泉徴収要件によって異なります。またお客様が受け取る金額には販売税、使用税、物品・サービス税、付加価値税または類似の税金が含まれ、これらについてお客様は、マイクロソフトに請求することができます。お客様は、マイクロソフトが本契約に基づきお客様に支払を行うことができるように要請されたすべての財務、税務、および銀行関連情報を、マイクロソフト (または第三者であるその支払処理業者) に提供しなければなりません。マイクロソフトは、ドキュメンテーションを更新することにより、必要な情報の変更をお客様に通知するものとします。お客様がかかる情報を最新かつ正確な状態に保持していない場合、マイクロソフトはお客様のアプリまたはアプリ内製品をストアから削除し、本契約に基づいてお客様に支払われる金額を没収する場合があります。マイクロソフトが顧客から支払を受け取った時点で、顧客は、アプリまたはアプリ内製品に対し全額支払いを行ったとみなされます。マイクロソフトがお客様に支払うべき金額を支払わない場合でも、アプリまたはアプリ内製品に対する顧客の権利が影響を受けることはありません。

d. 保持の費用。本契約の違反を理由に、または知的財産侵害の主張に応じて、マイクロソフトがアプリまたはアプリ内製品をストアまたは顧客のデバイスから削除する場合、マイクロソフトは、当該アプリまたはアプリ内製品の削除に関して生じた費用 (もしあれば) をアプリ収益から差し引くことができます。マイクロソフトが本契約の違反に対してお客様のストア アカウントを解除または停止する場合、マイクロソフトは、ストア アカウントの終了または停止に関して生じる費用を、お客様に別途支払うべきアプリ収益から差し引くものとし、適切な場合は、状況に応じてアプリ収益を保持することができます。

e. 支払に対する課税。本契約に基づいてお客様が受け取ることのある支払に関連するお客様自身の税金は、お客様の居住地独自の税金も含めて、お客様が負担するものとします。お客様はさらに、マイクロソフトがお客様から収集するストア料金に関連して、販売税、使用税、物品・サービス税、付加価値税、または類似の税金 (もしあれば) を支払う責任も負います。お客様は、マイクロソフトによって要求された税務に関する正確な情報を提供する必要があります。お客様が海外在住証明書 (Certificate of Foreign Status) に記入し、これをマイクロソフトに提出する場合、お客様は、(1) 本契約によりお客様のサービスが米国で提供されないことを表明および保証するか、または (2) お客様のサービスが米国内で実施されることを us\_services\_notify@microsoft.com 宛に電子メールを通じてマイクロソフトに通知する必要があります。マイクロソフトがお客様に支払う金額に対する税金を源泉徴収するよう求められる場合、当該金額を支払金額から控除し、当該税金を適切な税務当局に支払い、必要であれば、マイクロソフトの能力の範囲内に限り、その単独の裁量で決定するとおり、そのように源泉徴収税の支払証明書を取得し、お客様にこれを引き渡すものとします。マイクロソフトは、合理的な努力をもって、適用法に基づき許可される範囲で当該税金を最小限に抑えるものとし、各当事者は、相互に合理的に協力して、適用される所得税条約に基づき当該税金の最低税率または軽減措置を得るものとします。顧客がお客様のアプリまたはアプリ内製品の購入に対する税金を源泉徴収するよう求められる場合、マイクロソフトがお客様に支払う金額は、当該源泉徴収された金額分が減額され、マイクロソフトは、当該源泉徴収税の支払証明書をお客様に提出しません。お客様がオーストラリアを拠点としており、有料のアプリまたはアプリ内製品を、お客様のエージェントまたはコミッショネアとしてマイクロソフト (または本契約第 4 条 (a) に従い指名されたサブエージェント) が頒布するためにストアに送信することを希望する場合、お客様は、(i) オーストラリア物品・サービス税 (「AU GST」) に登録するよう求められ、(ii) オーストラリア事業者登録番号 (ABN) をマイクロソフトに提供しなければならず、(iii) ストア アカウントを設定する際にお客様が AU GST 登録を行ったことを確認する必要があります。お客様がニュージーランドを拠点としており、アプリまたはアプリ内製品を、お客様のエージェントまたはコミッショネアとしてマイクロソフト (または本契約第 4 条 (a) に従い指名されたサブエージェント) が頒布するためにストアに送信することを希望する場合、お客様は、(i) ニュージーランド物品・サービス税 (「NZ GST」) に登録するよう求められ、(ii) ストア アカウントを設定する際にお客様が NZ GST 登録を行ったことを確認する必要があります。お客様がマイクロソフトへの販売を VAT/GST の目的で課税対象供給とみなす国を拠点としている場合、当該供給は、VAT を含まずにマイクロソフトに対して行われるとみなされます。マイクロソフトは、別紙 A に記載の国における委託取引に関係するとして税金を徴収する場合でも、開発者をお客様自身の納税義務から免除することを保証しません。

f. 返金、調整および相殺。お客様は、お客様のアプリまたはアプリ内製品の返品およびチャージバックに関してお客様に代わり当社が負担した費用および経費 (当社が顧客に支払った、または記帳した全額返金およびチャージバック額を含みます) につき単独で責任を負い、当社は、当社がお客様に支払うアプリ収益から、これらを差し引くものとします。ただし、別紙 C がかかる取引に適用される場合はこの限りではありません。お客様がアプリ収益を受領した後にマイクロソフトが顧客に支払う返金またはチャージバックは、お客様のアカウントに対して請求されます。マイクロソフトは、マイクロソフトに支払うべき金額 (本項に記載の返金およびチャージバック費用を含みます) と、マイクロソフトがお客様に支払うべき金額を相殺することができます。お客様は、その時点で現行のマイクロソフトの方針および適用法に従い、顧客に返金を行う権利をマイクロソフトに付与します。

g. マイクロソフトのコンマース エンジンを使用するアプリに関するアプリトランザクションに対する税金。お客様が、アプリの購入またはアプリ上のアプリ内購入をサポートするために、マイクロソフトのコンマース エンジンを使用している場合、マイクロソフト (またはその料金請求代行業者もしくはその他の認定パートナー) は、添付の別紙 A および別紙 C (随時改訂されることがあります) に記載されている国においてのみ、そこに記載されている範囲で、お客様のアプリおよびアプリ内製品の

ストアでの顧客による取得に適用される、販売税、使用税、物品・サービス税、付加価値税、または類似の税金を収集および納付します。別紙 A および別紙 C に別途規定される場合を除き、マイクロソフトは、顧客によるお客様のアプリまたはアプリ内製品の取得に関して、販売税、使用税、物品・サービス税、付加価値税、またはその他類似の税金を納付することはありません。お客様は、お客様の状況に鑑みて別紙 A および別紙 C を見直す責任を負い、お客様がマイクロソフトにお客様のアプリまたはアプリ内製品を顧客向けに提供させることを選択した国において税金を登録、徴収および納付する義務を負うか否かを判断し、お客様に適用される当該義務を順守する責任を負います。

h. マイクロソフトのコマーシ ャル エンジンを使用していないアプリに関するアプリランザクションに対する税金。マイクロソフトは、顧客によるお客様のアプリの取得またはアプリ内でのアプリ内製品の取得に関連して、税金を徴収または納付する責任を負いません。顧客によるお客様のアプリの取得またはアプリ内でのアプリ内製品の取得に関連して、適用法によりお客様が顧客に納税請求書を発行するよう求められる時期を理解し、その請求書を必要な時期に発行することは、お客様の責任となります。マイクロソフトは、必要な納税請求書を取得するために、顧客がお客様に連絡することを許可する場合があります。

i. 納税免除。さらに、明確にするために付言すると、本契約、別紙 A または別紙 C の別段の定めにかかわらず、マイクロソフトは、顧客によるお客様のアプリまたはアプリ内製品の取得に関する電気通信税その他の類似の税金を徴収し、納付する責任を負いません。お客様は、納税書類の提供、交換、送信、またはその他の提供を促進するために顧客と協力するものとし、その協力には、必要な納税請求書を得るために、顧客がお客様に連絡することをマイクロソフトに対して許可することが含まれることを認め、これに同意します。

7. 保証。お客様は、以下の事項をマイクロソフトに対して表明、保証および約束するものとします。

a. お客様が、本契約を締結し、本契約に基づくお客様の義務を完全に履行する権能および権限を有していること。

b. お客様が企業またはその他の法人であって、個人ではない場合、お客様にかわり本契約を締結する個人は、自らがお客様を本契約に拘束させる必要なすべての法的権限を有することを表明すること。

c. お客様のアプリ、アプリ アセットおよびアプリ内製品が、それらからアクセス可能な、またはそれらへのアクセスを付与する、すべての広告またはその他の資料もしくは Web サイトと共に、本契約（認証要件を含みます）ならびに適用されるすべての法、規制および規制上の指針のすべての要件を現在順守しており、今後も引き続き順守すること。

d. お客様のアプリもしくはアプリ内製品のストアへの掲載ならびにストアでの頒布および収益化が、お客様が当事者である契約またはそれ以外にお客様が認識しているいかなる契約にも現在抵触しておらず、今後も抵触しないこと。お客様がお客様のアプリ、アプリ アセットまたはアプリ内製品をストア内で提供し、お客様のアプリがアプリによりアクセスが可能となるインターネットベースまたはマイクロソフト提供のサービス（もしあれば）にアクセスするために必要とされる一切の同意、承認またはライセンス（該当する場合は第三者の書面による同意を含みます）を取得していること。

e. 本契約に基づきお客様が付与する権利をマイクロソフトが行使する場合でも、マイクロソフトまたはその関連会社は、第三者に対していかなる金額も支払う義務を負わないこと。

f. お客様が本契約に基づいてまたは関連してマイクロソフトに提供する情報が真実、正確、最新、かつ完全であること。

8. 秘密保持。お客様がマイクロソフトとの間で既存の NDA を締結している場合、当該契約は、情報交換に適用されます。NDA を締結していない場合、本契約期間中およびその後 5 年間、本契約に基づく秘密情報の受領者は、他方当事者の一切の秘密情報を秘密に保持し、これを使用せず、第三者に開示してはなりません。ただし、受領当事者に代わり履行する請負業者に対し、少なくとも本条と同等に保護的な秘密保持条件に常に従って開示する場合はこの限りではありません。「秘密情報」とは、一方当事者が秘密である旨を表示し、または秘密であることを受領当事者が合理的に認識しうる情報を意味します。秘密情報には、本契約または開示当事者に対して負っているその他の秘密保持義務に違反することなく、受領当事者が知っているまたは知ることになった情報は含まれません。お客様は、マイクロソフト秘密情報の具体的な内容について不明な点がある場合、マイクロソフトに問い合わせるものとします。本条は、いずれかの当事者が法執行機関による法的要求に応じることを禁止するものではありません。

#### 9. 報告、データ。

a. 報告。マイクロソフトは、適用される税法および規制に基づき提供するように求められる報告機能をお客様に提供します。パートナー センターを通じて利用できる報告は、お客様のアプリのダウンロード、アプリおよびアプリ内製品のトランザクションならびに本契約に基づくお客様に対するマイクロソフトの支払に関する包括的な情報を提供します。

b. エラー報告データ。マイクロソフトは、その裁量で、アプリクラッシュデータ（「エラー報告データ」）をお客様に提供することがあります。マイクロソフトがエラー報告データで個人情報をお客様に公開する場合、お客様とマイクロソフトの間では、当該個人情報は、マイクロソフトの秘密情報となります。お客様は、互換性の問題をテストおよび解決し、お客様のアプリに関連する「バグ」またはその他の品質問題を修正および解決する目的に限り、エラー報告データを使用すること、またこれをいかなる目的にも開示しないことに同意します。お客様は、お客様が収集および使用するエラー報告データについては、お客様のプライバシーポリシーにおいてこれを顧客に通知することに同意します。お客様に提供されるエラー報告データに個人情報が含まれる場合、お客様は、受領後 30 日以内にかかる個人情報を削除し、マイクロソフトの要請に応じて直ちにかかる情報をマイクロソフトに返還するか、破棄することに同意します。かかる 30 日間に、お客様は、お客様、または法人の場合はその正規従業員にアクセスが制限されている安全なサーバー上でのみ、個人情報を保存する必要があります。以下の種類の個人を特定できないデータについては、アクセスが制限された安全なサーバー上で、30 日を超えて保持することができます。エラー エンティティの数（バケット、イベント、障害など）、バージョンの範囲、アプリケーション名、モジュール名、例外コード、問題のクラス、障害のオフセット、抽出された記号情報（コール スタックおよび記号を含みます）、ロードされたおよびロードされないモジュールのリスト（名前、バージョン、リンカーにより作成される情報、タイムスタンプ、チェックサム、サイズを含みます）。お客様は、いずれかの個人情報の開示を強制する裁判所命令の送達を受けた場合、当該命令に異議を申し立て、かかる命令をマイクロソフトに通知し、お客様がかかる命令に回答する前に介入の機会をマイクロソフトに与えるものとします。お客様は、少なくとも年 1 回、本条の条件の順守を確認するため監査を行うことに同意します。

c. アプリ分析データ。マイクロソフトは、自らの裁量で、アプリ内テレメトリ（「アプリ分析」）データをお客様に提供することがあります。マイクロソフトがエラー報告データで顧客の個人情報をお客様に知らせる場合、お客様とマイクロソフトの間では、当該個人情報は、マイクロソ

フトの秘密情報となります。お客様は、お客様のアプリを改善する目的に限りアプリ分析データを使用することに同意します。さらに、お客様は、アプリ分析データを第三者（ただし、お客様に代わりかかるデータを処理・分析する支援業務を行い、それ以外の目的でかかるデータを使用することまたは他者に開示することを許可されていない第三者サービス プロバイダーを除きます）に提供しないことに同意します。お客様は、アプリ分析データと第三者データを統合すること（または第三者に統合を許可すること）は認められません。お客様は、アプリ分析データを使用して、特定のエンド ユーザーまたはデバイスに関する情報を特定または派生するよう試みてはなりません。

#### 10. 免責、責任の制限、および請求に対する防御

a. あらゆる保証の免責。当社は、「現状有姿のまま」、「瑕疵を問わない条件」で、かつ「提供可能な場合に限り提供しうる形」でストアおよびパートナー センターを提供します。ストアおよびパートナー センターを使用するリスクは、お客様が負います。マイクロソフトは、ストアおよびパートナー センターに関する製造責任、商品性、特定目的に対する適合性、職人的努力、および侵害の不存在を含む一切の黙示の保証または条件を排除します。お客様は、お客様の現地の法の下では一定の権利を有する場合があります。そのような権利が適用される場合はその範囲に限り、本条件のいかなる定めもそれらの権利に影響を及ぼすものではありません。前述の内容を制限することなく、関係当事者は、ストアまたはパートナー センターが中断もエラーもなくアクセスまたは使用可能である旨の保証を明示的に否認します。

b. 責任の制限。適用法により許容される最大限の範囲において、マイクロソフトおよびその各関係当事者は、派生的損害、特別損害、間接的損害、懲罰的損害、経済的損害もしくは付随的損害、またはデータの喪失もしくは逸失利益による損害に起因または関連するすべての損害、費用および債務につき責任を負わないものとし、また開発者は、マイクロソフトおよびその各関係当事者をこれらから免除します。いかなる場合も、本契約に起因または関連するマイクロソフトおよびその関係当事者の責任総額は、法理論にかかわらず、お客様のアカウント料金に相当する金額（またはアカウント料金がない場合は 1 米ドル）を上限とします。これらの制限および除外は、関係当事者がかかる損害の可能性について認識していたか、または認識した場合にも適用されます。また、お客様の地域または国では特定の損害に対する除外が認められないことがあるため、前述の制限または除外がお客様に適用されない場合があります。

c. 防御の義務。お客様は、(該当する場合) 以下の (i) から (viii) に該当する一切の第三者請求につき、必要に応じ、各関係当事者を（関連する費用、損失、損害もしくは経費および弁護士費用の支払いを含め）防御、補償および免責するものとし、(i) お客様のアプリが第三者の何らかの財産権もしくは人格権を侵害している旨の請求、(ii) お客様のアプリもしくはアプリ内製品がアプリ認証要件のいずれかを順守していないことに起因する請求、(iii) お客様による本契約の違反を主張する請求、(iv) アプリもしくはアプリ内製品の機能、使用もしくは使用不可に関する請求（製品の返金、製造物責任もしくは誤解を招く広告に関連または起因する請求を含みます）、(v) お客様のアプリもしくはアプリ内製品の使用が人身傷害もしくは財物損壊の原因となるか、これに寄与した旨の請求、(vi) 販売税、使用税、物品・サービス税、付加価値税もしくはその他の類似の税金の滞納もしくは過少支払いに基づく、税務当局からの請求（お客様が支払義務を有する関連する罰金および利息を含みます）、(vii) お客様が第 6 条 (g) に基づきマイクロソフトに提供した情報に依拠したことにより、マイクロソフトが支払義務を負う請求、または (viii) マイクロソフトが、お客様がマイクロソフトに提供した情報を信頼し、お客様のパートナー センター アカウントに関連する措置を講じた場合に、当該措置に起因する請求。関係当事者は、(A) 請求について書面をもって速やかにお客様に通知し（ただし、関係当事者がお客様に通知を行わなかった場合でもお客様の法律上の権利を著しく害する場合でない限り、かかる不通知によってお客様が有することのある責任が免除されるものではあ

りません)、(B) お客様の合理的な要請に応じて、当該請求の抗弁において合理的な支援をお客様に提供するものとします。かかる支援の提供にあたり生じた合理的な額の実費については、お客様が関係当事者に弁済します。お客様は、関係当事者の明示的な事前の書面による同意なく、請求について和解もしくは示談にはならず、または本条の対象である請求に関して、当該関係当事者の過失または責任を認めるか、これを規定してはなりません。

d. 本契約の当事者ではない関係当事者は、本第 10 条においてかかる関係当事者に対して付与される権利を行使する目的に限り、本契約上の受益者となります。

## 11. 期間および契約解除

a. 一般条項。本契約は、解除されるまでその効力を有します。お客様またはマイクロソフトは、60 日前までに書面をもって通知することにより、理由の如何を問わず (または理由なく)、本契約をいつでも解除することができます。いずれの当事者も、他方当事者に本契約の未是正の重大な違反がある場合、本契約を解除することができ、当該解除は、他方当事者が書面による違反通知を受領してから 30 日後に発効します。お客様は、マイクロソフトがアプリ開発者契約に重要な変更を加える意図についてお客様に通知してから 15 日以内に、マイクロソフトに書面で通知し、本契約を解除することができます。当該解除は、a) マイクロソフトが本契約に重要な変更を加える意図についてお客様に最初に通知した日付から 15 日後の日付、または b) マイクロソフトがお客様の解除通知を受領した日付、のいずれか遅い方の日付で有効となるものとします。

b. 契約解除または削除後のアプリの保持。お客様またはマイクロソフトが本契約を解除する場合、またはお客様がマイクロソフトに対しストアからお客様のアプリもしくはアプリ内製品を削除するよう要請する場合、マイクロソフトは、影響を受けたアプリもしくはアプリ内製品のコピー 1 部を期間の定めなく保持することができます。知的財産の侵害に関する裁判所命令を理由にアプリもしくはアプリ内製品がストアから削除されない限り、お客様はマイクロソフトに対し、顧客の既存のライセンス条件に基づき、または、保存管理、バックアップおよび復旧もしくは技術上の理由で、既にアプリもしくはアプリ内製品をダウンロードした顧客にアプリもしくはアプリ内製品を複製して提供する永続的なライセンスを付与します。

c. 解除の効果。本契約の終了から 30 日以内に、お客様のすべてのアプリおよびアプリ内製品がストアから削除され、ストア アカウントへのアクセス (ストア アカウントを使用している間にお客様がパートナー センターに保存した情報へのアクセスも含まれます) が終了します。

## 12. 雑則

a. 通知。本契約に基づいてお客様がマイクロソフトに行うすべての通知は、以下の電子メール宛に送付されなければなりません: [mktlegal@microsoft.com](mailto:mktlegal@microsoft.com)。お客様は、本契約に基づく開発者の第一連絡先担当者として 1 名を指定するものとします。この開発者の第一連絡先担当者が本契約における原則的な管理者となり、お客様がパートナー センターを通じて開発者の第一連絡先担当者の情報を変更しない限り、すべての通知が当該担当者様に送付されます。

b. 情報の開示。マイクロソフトは、マイクロソフトが、マイクロソフトの関連会社および本契約の管理についてマイクロソフトを支援する他者を通じて本契約を管理するために、必要に応じて、お客様の連絡先担当者情報を開示することができます。

c. 契約上の地位の譲渡。マイクロソフトは、いつでも本契約（または本契約に基づく権利または義務）を譲渡することができます。お客様は、マイクロソフトの書面による明示的な同意なく、本契約または本契約に基づく一切の権利もしくは義務を譲渡することはできません。ただし、お客様は、(i) お客様の関連会社に対し、または (ii) お客様の資産の全部または事実上全部を売却することに伴って譲渡する場合は、マイクロソフトの同意を得ることなく、本契約を譲渡することができます。本第 12 条 (c) の規定に従って本契約を譲渡する場合、お客様は、(A) 当該譲渡についてマイクロソフトへ速やかに通知し、(B) 譲受人がストア アカウントを保有していない場合は、本第 12 条 (c) に基づく許可された譲渡の日から 14 日以内に本契約第 2 条に従ってストア アカウントを開設することに同意します。

d. 両当事者の役割。顧客から収集された個人情報に関して、お客様およびマイクロソフトは、各自が独自に処理を行う個人情報について、双方が独立したデータ管理者であり、共同管理者 (GDPR で定義されています) ではないことに合意します。

e. サブライセンスおよび下請業者。マイクロソフトは、本契約に基づくマイクロソフトの義務の履行または権利の行使を支援する第三者に対して、本契約に基づくマイクロソフトの権利を再許諾すること、または別途第三者にかかる支援を許可することができます。かかる第三者には、通信事業者、ハードウェア製造会社およびリテラーが含まれることがあります。かかる第三者の履行については、本契約の条件に従い、マイクロソフトがその責任を負います。

f. 法の選択および裁判地。本契約は米国ワシントン州法に準拠し、同法は、抵触法の原則にかかわらず、本契約の解釈および契約違反に関するすべての請求に対して適用されます。お客様は、ワシントン州キング郡に所在する州裁判所および連邦裁判所が専属的管轄権を有し、同地を裁判地とすることに同意し、この同意は取消不能であるものとします。

g. 調停。随時適切な場合に、マイクロソフトは調停を通じてお客様との紛争を解決することができます。マイクロソフトがその独自の裁量により、調停がお客様との紛争を解決する最も効果的な手段であると判断した場合、当該紛争を調停するために、以下の調停サービス業者のいずれかに（かかる業者が利用可能であり、かつそのサービス提供を意図する範囲で）委託するよう努めます。

i. Carlita Wallgren-Lindholm, Lindholm Wallgren

ii. Christoph Liebscher, Liebscher Dispute Management

iii. Eduardo Silva Romero, Dechert LLP.

h. データ保護法の順守。各当事者は、適用されるすべてのデータ保護法に基づき課される義務を順守するものとします。

i. 請求の期限。地域法により許可される最大限の範囲において、本契約またはストアに関連する請求は、申立人が最初に請求を知り得てから 1 年以内に提起する必要があります。1 年以内に申し立てなかった場合、その請求は永久に排除されます。本規定は、お客様、お客様の承継者、マイクロソフト、およびマイクロソフトの承継者ならびに譲受人に適用されます。

j. 権利の不放弃。一方当事者が本契約に基づくいずれかの権利を行使しない場合でも、他の状況において当該権利を放棄する、または本契約に基づく他の権利を行使する権利を放棄するとはみなされないものとします。マイクロソフトがアプリをストアで提供することを決定した場合でも、本契約に基づきマイクロソフトが有することのある権利（認証要件またはその他のコンテン

ツに関する条件の違反に対する権利を含みます)を放棄するとはみなされないものとします。

k. 存続。本契約の解除または満了後もその規定の性質上履行が要求される本契約の条項は、解除または満了後も有効に存続します。

l. 非独占性。本契約は非独占的な契約であり、本契約のいずれの条項も、お客様またはマイクロソフトが他の類似した契約を他のマーケットプレイスまたはアプリ開発者と締結すること、または類似したもしくは競合するテクノロジーを取得、使用許諾、開発、製造、または頒布することを制限するものとは解釈されません。

m. 更新。マイクロソフトは、その単独の裁量において、本契約をいつでも更新することができます。マイクロソフトは、本契約の修正が行われた最終日を本契約の冒頭に記載します。

n. 完全合意。本契約は、ストアにおけるお客様のアプリおよびアプリ内製品に関連するお客様とマイクロソフトの間の完全なる合意を構成します。本契約は、ストアにおけるお客様のアプリおよびアプリ内製品に関するお客様とマイクロソフトの間の従前の合意事項に優先します。本契約条件のすべての条項は、関連法令により許容される最大限度において適用されます。裁判所により、本契約の一部の条項がそのままでは執行不能であると判断された場合、マイクロソフトは、関連する法令の下で執行可能な範囲で当該条項を同様の条項によって置き換えるものとします。ただし、本契約の他の条項が変更されることはありません。本契約の条項の見出しは参照のみを目的としており、法的効力を有しません。

## 別紙 A: アプリケーショントランザクションに対する税金

最終更新: 2019 年 3 月 5 日

### マイクロソフトが管理する納税国

マイクロソフト (またはその料金請求代行業者) は、<http://go.microsoft.com/fwlink/p/?LinkId=529042> に定める国におけるストアを通じた顧客によるお客様のアプリまたはアプリ内製品の取得に適用される、販売税、使用税、物品・サービス税、付加価値税、または同様の税金 (もしあれば) を徴収および納付するものとします。

### 混合納税国

特定のマイクロソフトの料金請求代行業者は、パートナー センター (<http://go.microsoft.com/fwlink/p/?LinkId=271132>) に記載されている国内のストアを通じてお客様がアプリまたはアプリ内製品を取得する際に適用される販売税、使用税、物品・サービス税、付加価値税または類似の税金 (もしあれば) を徴収し、納付することがあります。マイクロソフトがお客様に提供する報告書には、顧客によるストアを通じたお客様のアプリまたはアプリ内製品の取得に適用される販売税、使用税、物品・サービス税、付加価値税または類似の税金が料金請求代行業者により収集されたトランザクションを特定します。当該報告書に記載されるトランザクションを除き、マイクロソフトまたはその料金請求代行業者はいずれも、当該国における顧客によるアプリまたはアプリ内製品の取得に関して、販売税、使用税、物品・サービス税、付加価値税または類似の税金を納付することはありません。

お客様は、お客様のアプリまたはアプリ内製品に関するトランザクションに関連する税金について、お客様に提出される報告書を審査し、ならびに登録、徴収および納付するお客様の義務 (もしあれば) を決定および順守する責任を負います。

## 別紙 B: エンタープライズ アプリケーションの追加条件

最終更新: 2019 年 3 月 5 日

本エンタープライズ アプリケーション追加契約（「本追加契約」）は、アプリ開発者契約の条件を補足するものです。本追加契約は、お客様が本追加契約に定めるとおりエンタープライズ アプリケーションを担当者に提供することを選択する場合に適用されます。本別紙 B により明示的に修正される場合を除き、言及により本書に組み込まれる、アプリ開発者契約のすべての条件は、お客様のエンタープライズ アプリケーションの提供および頒布に適用されます。本追加契約により明示的に修正された場合を除き、アプリ開発者契約に基づきアプリケーションに適用される条件は、本追加契約に定義されるエンタープライズ アプリケーションに適用されます。

1. 定義。本追加契約で別途定義のない用語は、アプリ開発者契約に定める意味を有します。

a. 「アプリ開発者契約」とは、お客様による Microsoft Store およびパートナーセンターの使用に関するお客様と Microsoft Corporation およびその関連会社との間の契約を意味します。アプリ開発者契約の現行バージョンは、以下で閲覧可能です。

<http://go.microsoft.com/fwlink/p/?LinkID=221922>

b. 「認証ソフトウェア」とは、マイクロソフト、Symantec（またはマイクロソフトのその他の被指名者）から得られたデジタル証明書を意味し、これによりお客様は、本追加契約の条件に従い社内配布のために担当者にエンタープライズ アプリケーションを提供することができます。

c. 「担当者」とは、雇用者に提供されるサービスと引き換えに賃金もしくは給与を受ける、雇用者により採用される人、請負業者、およびお客様のために割り当て作業を完了するために（派遣会社契約に基づき）第三者の派遣会社により割り当てられた当該派遣会社の従業員を意味します。お客様が教育機関である場合、「担当者」という語には、貴機関の教員、職員および学生も含まれ、病院の場合は、「担当者」という語には、病院で働いている資格を有する医師、委託医師および臨床医が含まれます。

d. 「エンタープライズ アカウント」とは、認証ソフトウェアを取得する目的、および利用可能なエンタープライズ アプリケーションを担当者に提供する目的で、マイクロソフトに開設するビジネス アカウントを意味します。

e. 「エンタープライズ アプリケーション」または「エンタープライズ アプリ」とは、認証ソフトウェアを含み、本追加契約およびアプリ開発者契約の条件に従い提供される、アプリおよびバグ フィックス、更新またはその他の修正を意味します。

2. エンタープライズ ライセンスの使用および制限

a. 内部配布。本追加契約およびアプリ開発者契約の条件に従い、お客様は、エンタープライズ アプリケーションを内部で担当者に提供することができます。

エンタープライズ アプリケーションは、お客様との間の契約に基づきエンタープライズ アプリケーションの開発またはテストを行うベンダーまたは会社を除き、消費者、他の会社または一般に提供することはできません。お客様は、本追加契約の条件の範囲外で行われる認証ソフトウェアおよびエンタープライズ アプリケーションの不正な配布について責任を負います。

b. 代替マーケットプレースの不存在。お客様は、以下の目的のために認証ソフトウェアを使用しないものとします。

- (i) 一般的なストアで提供されている有料のアプリケーションをお客様の担当者に提供するため
- (ii) エンタープライズ アプリケーションをストアに害を及ぼすとマイクロソフトが判断する方法で提供するため

c. 要件の順守。エンタープライズ アプリケーションは、認証要件およびアプリ開発者契約のその他のすべての条件を順守している必要があります。ただし、本追加契約で明示的に修正されている場合はこの限りではありません。

d. 適用される法令の順守。お客様は、エンタープライズ アプリケーションがすべての法規制を順守し、適用されるすべての規制およびライセンス要件を満たすことを表明および保証します。お客様は、マイクロソフト製品が規制対象製品とみなされるか、(米国食品医薬品局などによる) 規制の対象となる、またはマイクロソフトに対する追加の義務もしくは制限を課すことになる措置を取ってはならず、またはそのような許可を求めてはなりません。

e. 担当者データの収集。お客様は、お客様またはお客様のエンタープライズ アプリケーションによるユーザーまたはデバイスに関するデータの収集、使用または開示に関して適用されるすべてのプライバシーおよびデータ保護法を順守する責任を負います。これには、ユーザーまたはデバイスに関するデータの当該収集、使用または開示に関して担当者に通知し、担当者から同意を取得することを含みます。

f. Location API の使用。エンタープライズ アプリケーションが Location API を使用している場合は、お客様は、Location API の使用に関して適用される認証要件を順守します。さらに、お客様は、エンタープライズ アプリケーションが位置情報を使用する旨をエンド ユーザーに知らせるための通知を含めるものとし、当該通知には、実質的に下記の文言に類似する記述を含めるものとします。「マイクロソフトおよびその信頼できるロケーション パートナーはさらに、このアプリケーションのロケーション機能が使用される場合、最寄りの Wi-Fi アクセス ポイントおよび基地局など、位置設定サービスを改善するために使用される情報を受け取ります。」

3. エンタープライズ アカウントの作成および料金。お客様は、認証ソフトウェアにアクセスし、本追加契約およびアプリ開発者契約の条件に基づきエンタープライズ アプリケーションを提供するため、エンタープライズ アカウントを作成し、Symantec、マイクロソフトまたはその他のマイクロソフトの被指名者に対し、適用されるすべての料金を支払う責任を負います。

4. アプリケーションの送信不可。アプリ開発者契約の第 3 条 a、第 3 条 d、第 3 条 h、第 3 条 i、第 4 条 a、第 4 条 b および第 4 条 c にかかわらず、お客様は、マイクロソフトにエンタープライズ アプリケーションを送信するよう求められず、マイクロソフトは、本追加契約に従いお客様のエンタープライズ アプリケーションを他者に提供する目的で、(場合により) お客様のエージェント、コミッショナーまたはリセラーに指名されていません。エンタープライズ アプリケーションは、スト

アでは提供されません。お客様は、自らが頒布するエンタープライズ アプリケーションにつき単独で責任および責務を負います。

5. 解除。お客様が本追加契約またはアプリ開発者契約の条件に違反した場合、マイクロソフトのその他の権利および救済措置に影響を及ぼすことなく、マイクロソフトは、(a) 認証ソフトウェアにより提供された証明書を取り消すか、(b) お客様のエンタープライズ アカウントを直ちに解除することができます。

6. 補償。お客様は、関係のない第三者または担当者により提起された以下の (a) ないし (d) に該当する一切の請求につき、(関連する費用、損失、損害もしくは経費および弁護士費用を支払うなどにより) 各関係当事者 (該当する者) を防御、補償および免責します。(a) お客様のエンタープライズ アプリケーションが著作権、商標もしくは特許権を侵害している、または営業秘密もしくは非開示情報を悪用している旨を主張する請求、(b) エンタープライズ アプリケーションがアプリケーション認証要件を順守しないことに起因する請求、(c) お客様のエンタープライズ アプリケーションの使用または使用不可に関する請求 (製造物責任に関する請求を含みます)、ならびに (d) 本追加契約またはアプリ開発者契約に定める保証の違反に起因する請求。本第 6 条に定めるお客様の義務には、アプリ開発者契約の第 10 条 c (防御の義務) に記載の条件が適用されます。アプリ開発者契約の当事者ではない関係当事者は、本追加契約第 6 条においてかかる関係当事者に対して付与される権利を行使する目的に限り、アプリ開発者契約の受益者となります。

<http://go.microsoft.com/fwlink/p/?LinkId=529043> に掲載されている国において、またその範囲で、マイクロソフトは、お客様のエージェントではなく、リセラーとして行為し、ストアで提供されるお客様のアプリおよびアプリ内製品を提供します。

リストに記載されたいずれかの国のストアでアプリまたはアプリ内製品を提供することを選択した場合、お客様は、上記国において、お客様のアプリおよびアプリ内製品の提供および頒布に関してのみ、下記の修正後の追加条件に同意します。本別紙 C に明示的に定める場合を除き、本契約のすべての条件は、当該国におけるお客様のアプリの提供および頒布に適用されます。

1. ライセンスの付与。本契約第 4 条の別段の定めにかかわらず、本別紙 C に記載され、お客様のアプリまたはアプリ内製品を提供することが選択された国について、お客様はマイクロソフトに対し、アプリまたはアプリ内製品を顧客が入手可能な状態にし、ストアを通じて提供するライセンスを付与します (お客様は、マイクロソフトが自身単独の判断で再販パートナーにこれをサブライセンス許諾し、当該再販パートナーが別の再販パートナーにサブライセンス許諾する場合があることに同意します)。お客様がアプリを送信することにより、アプリの所有権がマイクロソフトに移転することはありませんが、お客様はマイクロソフトに対し、本別紙 C に記載し、お客様がアプリを提供することを選択した国について、下記 (a) または (b) を行うライセンスを付与します (お客様は、マイクロソフトが単独の裁量でその再販パートナーにサブライセンス許諾し、当該再販パートナーが別の再販パートナーにサブライセンス許諾する場合があることに同意します)。(a) 何らかのデジタル伝送テクノロジーを通じて、アプリを掲載、インストール、使用、複製、実演および表示すること、フォーマットを設定すること、(複数層の頒布を通じる場合も含め) 顧客に提供すること、パートナー センターを通じてお客様が選択した第三者広告管理を挿入すること、アプリにサインすること (既存の署名を削除することを含みます)。すべての場合において、本契約に基づくマイクロソフトの権利を行使し、責任を履行すること (お客様のアプリの認証の実施、およびセキュリティの脆弱性を特定するための侵入テストその他のテストの実施を含みます) を目的とします。(b) 直接もしくは間接的に、認定パートナーを通じて (サブライセンス契約に基づく場合を含みます)、お客様のアプリの掲載、複製、マーケティング、広告、提案を行い、顧客に提供すること、またアプリ内製品のマーケティング、広告、提案を行い、顧客に提供すること。お客様は、本契約の第 4 条 i の定めに従い、引き続きお客様のアプリをライセンス許諾し、お客様のアプリ内製品をライセンス許諾および提供するものとします。マイクロソフトはさらに、ストア内で提供可能となった後、お客様のアプリが引き続き本契約を順守しており、マイクロソフトのアプリ開発および頒布のプラットフォームに準拠しているかを確認するため、またマイクロソフトのアプリ開発および頒布のプラットフォームを改善するため、当該アプリを定期的に評価することができます。

2. マーケティングの権利。お客様は、以下の (i) ないし (iii) に関連して、マイクロソフト、そのエージェント、請負業者、ライセンシー (マイクロソフトの認定再販パートナーを含みます)、マーケティング パートナーおよび関連会社に対し、お客様の法人名、アプリもしくはアプリの一部、アプリ内製品、および各アプリのアプリ アセットを使用、複製、表示、実演および公開する権利、ならびに明らかなスペル ミス、文法上の間違いまたは誤植を訂正する目的に限りお客様のアプリの説明を修正する権利を付与します。(i)

ストアを通じたアプリもしくはアプリ内製品の頒布およびマーケティング、(ii) あらゆる媒体 (マイクロソフト アフィリエイト プログラム (<http://www.microsoftaffiliates.com> 参照) を含みます) におけるアプリもしくはアプリ内製品の広告もしくは宣伝、ならびに (iii) アプリ、アプリ内製品、Windows、Windows Phone、Xbox のハードウェアおよびアクセサリ、Xbox Live Services、Xbox.com その他の Windows、Windows Phone または Xbox 関連の Web サイト、ならびにその後継のプラットフォーム、その他のストアまたはアプリに関するマイクロソフトの Web サイト、製品およびサービスに関するマーケティング、プレゼンテーション、デモンストレーション、トレードショー、業界イベントおよびプレスリリース。ただし、本契約中のいかなる定めも、法により許可される場合は、マイクロソフトがライセンスなく、お客様のアプリ、アプリアセット、またはアプリ内製品を使用すること (適用される著作権法に基づく「公正な使用」または商標法に基づく「指示的な」使用など) を妨げるものではありません。

3. アプリケーションの価格、アプリケーションに対する税。本契約の第 6 条にかかわらず、お客様がアプリを送信し、かつアプリまたはアプリ内製品を本別紙 C に定めるとおり提供することを選択する場合、お客様は、当該国で (マイクロソフトがドキュメンテーションで指定する価格ポイントに従い) 顧客に請求される価格 (もしあれば) を提案することができ、マイクロソフトは、お客様のアプリまたはアプリ内製品を当該国内のストアで提供する際に当該価格 (またはマイクロソフトもしくは再販パートナーが自らの裁量で選択する別の価格) を請求することができます。お客様が本別紙 C に定めるとおり提供することを選択したアプリまたはアプリ内製品について、マイクロソフト (または再販パートナーもしくは料金請求代行業者) は、本別紙 C に定めるとおり、当該国におけるストアを通じた顧客によるお客様のアプリまたはアプリ内製品の取得に適用される販売税、使用税、物品・サービス税、付加価値税または類似の税金 (もしあれば) を徴収および納付するものとし、本契約に定める場合を除き、マイクロソフトは、顧客によるお客様のアプリまたはアプリ内製品の取得に関して、販売税、使用税、物品・サービス税、付加価値税または類似の税金を納付することはありません。

4. 支払条件および料金。本別紙 C に記載されている国におけるお客様のアプリまたはアプリ内製品の販売に関してお客様に支払われるアプリ収益は、第 6 条に定めるとおり計算され、お客様に支払われますが、アプリ収益は、本別紙 C の第 1 項において付与されるライセンスと引き換えに、ロイヤルティとしてお客様に支払われます。お客様は、(i) 顧客によるアプリまたはアプリ内製品の購入に起因する返品およびチャージバック (当社が顧客に支払ったまたは記帳した全額返金およびチャージバック額を含みます) に関して当社が負担するすべての費用および経費につき責任を負うこと、また (ii) 当社が、お客様に支払うロイヤルティの額から上記費用および経費を控除することができることに同意します。

## 別紙 D: プリロードされたアプリの契約条件

このプリロード別紙(別紙 D)は、アプリ開発者契約の条件を補足するものです。別紙 D は、マイクロソフトとお客様が、プリロード追加契約において、マイクロソフト製品上でお客様のアプリをプリロードすることに別途合意する場合に限り適用されます。本別紙 D により明示的に修正される場合を除き、言及により本書に組み込まれる、アプリ開発者契約のすべての条件は、お客様のアプリをプリロードする場合に適用されます。

1. 定義。本追加契約で別途定義のない用語は、アプリ開発者契約に定める用語と同じ意味を有します。

a. 「エラー」とは、お客様のアプリの不正確もしくは不適切な機能もしくは機能停止、またはマイクロソフト製品に関する動作停止を引き起こす間違い、問題、瑕疵、不具合または欠陥を意味します。

b. 「マイクロソフト製品」とは、マイクロソフトまたはその代理人が製造または提供するデバイスまたはハードウェアを意味します。お客様は、マイクロソフトの保証の免責事項が、プリロード追加契約で特定されるすべてのマイクロソフト製品に拡大適用されることに同意します。

c. 「プリロード」とは、顧客がストアからアプリを積極的にダウンロードする必要なく、マイクロソフト製品から直接アプリにアクセスすることができるように、マイクロソフトがマイクロソフト製品にお客様のアプリを直接頒布することを意味します。

d. 「プリロード追加契約」とは、お客様とマイクロソフトの間で締結される書面による追加契約を意味し、これには、指定のマイクロソフト製品上でプリロード可能なお客様のアプリが特定されます。

e. 「本期間」とは、プリロード追加契約の発効日から開始する 2 年間を意味します。当初の 2 年間の後、プリロード追加契約は、一方当事者が他方当事者に対し、6 か月前に書面通知をなすことで解除するまで引き続き有効に存続します。

f. 「更新」とは、エラーの修正を組み込んでいるか、機能、パフォーマンス、ユーザー エクスペリエンスまたはその他の改良を提供するお客様のアプリの修正を意味します。

2. お客様のアプリをプリロードするライセンス。アプリ開発者契約に基づいて付与される権利に加え、お客様はマイクロソフトに対し、プリロード追加契約において特定され、合意されるマイクロソフト製品上でお客様のアプリをプリロードする地域無制限、非独占的、本期間中において取消不能、無償、全額支払済みの権利およびライセンスを付与します。

### 3. 追加のプリロード義務

a. 継続的な公表。アプリ開発者契約にこれと異なる規定があっても、お客様のアプリがプリロード追加契約に基づきプリロードされる場合、お客様は、(i) 本期間中、アプリ開発者契約を解除しないこと、(ii) 本期間中、ストア内で引き続きアプリを提供することに同意します。

b. 引き渡し。お客様は、マイクロソフト製品にプリロードするのに適した媒体およびフォーマット(マイクロソフトが指定する)にて、自らのみの費用負担で、プリロード追加契約において合意する日までにマイクロソフトにアプリを引き渡すものとします。お客様は、エラーがないかアプリをテストし、アプリがマイクロソフトが定める要件を順守し、当該アプリがマイクロソフトに引き渡される前にプリロード追加契約で特定された該当するマイクロソフト製品と互換性があるようにするものとします。

c. テスト、受入、または拒否。マイクロソフトは、マイクロソフト製品において顧客が良好なアプリ体験を得られるようにするため、認証中に実施されるテスト以外にお客様のアプリのテストを行うことができます。マイクロソフトは、エラーを検出した場合、その旨をお客様に通知し、その場合、プリロードに適していないとしてお客様のアプリを拒否することができます。マイクロソフトがアプリを拒否した場合、お客様は、拒否通知を受けてから 30 日以内に当該エラーを修正することに同意します。

d. エラーおよびアップデート。お客様は、プリロードされた後にアプリ内で(いずれかの当事者により) 検出された重大なエラーについては、ストアにおいて更新を速やかに公開することにより修正することに同意します。お客様は、更新が、プリロードすることが選択されたマイクロソフト製品と互換性があることを確認するものとします。

e. FOSS 請求。いずれかの当事者が、お客様のアプリがいずれかの FOSS ライセンス条件に違反している旨の第三者請求を受けた場合(およびこれが有効であると誠実に判断した場合)、お客様は、請求の根拠を速やかに是正し(欠落している表示または帰属を提供し、提供されていないソースコードを引き渡すなど)、または請求の根拠である FOSS を是正するためにアプリをアップデートすることに同意します。

4. 解除の効果。プリロード追加契約の解除または満了によっても、お客様のアプリを使用する顧客の権利は影響を受けることはありません。プリロード追加契約の解除または満了から 6 か月以内に(または可能であればそれより早期に)、マイクロソフトは、影響を受けたマイクロソフト製品の製造過程の段階に応じて、お客様のアプリのプリロードおよびこれに関するお客様のアプリ アセットの使用を中止します。プリロード追加契約の解除または満了によっても、お客様のアプリがプリロード追加契約に従いプリロードされるマイクロソフト製品を販売または頒布するマイクロソフトの権利は影響を受けないものとします。

## 別紙 E: WIN32 アプリ パッケージの契約条件

最終更新: 2021 年 6 月 28 日

Win32 アプリとしてパッケージ化されたアプリまたはアプリ内製品をストアで提供することを選択した場合、お客様は、かかるアプリおよびアプリ内製品の提供および配布のみに関連して、本契約の以下の修正および追加に同意するものとします。本別紙 E に明示的に定める場合を除き、本契約のすべての条件は、当該国におけるかかるアプリの提供および頒布に適用されます。

### 1. 定義。

- a. 本契約の第 1 条 (c) を以下のように変更します。「アプリケーション」または「アプリ」とは、パートナー センターに送信できるアプリケーションまたは拡張機能を意味し、ストアでアプリのダウンロードおよびインストールを可能にするためにマイクロソフトがアクセスするコンテンツ配信ネットワーク (CDN) など、別個のホスティング サービス上でお客様がホストするいずれかのアプリおよび/または当該アプリのインストーラーを含みますが、これらに限定されません。
- b. 本契約の第 1 条 (f) を以下のように変更します。「認証」とは、アプリが、適用される認証要件を順守しているかをテストするためのマイクロソフトのプロセスを意味します。アプリは、マイクロソフト (またはマイクロソフトが指定する認証プロバイダー) が、アプリが認証を完了し、認証に合格し、かつ、(i) マイクロソフトが発行する証明書、または (ii) お客様、もしくはマイクロソフトがその単独の裁量で承認しうる第三者が、発行する証明書、のいずれかでパッケージ化および署名されたことを確認した時点で、「認証を受けた」こととなります。

### 2. 送信。本契約の第 3 条 (a) を以下のように変更します。お客様は、ストアを通じて提供することを希望する各アプリおよび関連するアプリのメタデータをマイクロソフトに送信する必要があります。各アプリの送信時には、(1) 個別のホスティング サービスでホストされるアプリのインストーラーへのリンクも提供するものとします。お客様は、送信したアプリおよびアプリ内製品に対して単独で責任および責務を負うものとします。お客様は、アプリをサポートし、アプリ内製品を提供およびサポートする責任を負うものとします。マイクロソフトは、お客様が送信したアプリおよびその他の資料のコピーをすべて保持 (または破棄) します。マイクロソフトは、これを返還しないため、お客様は、自身のバックアップ コピーを保有する必要があります。

### 3. アプリの更新。本契約の第 3 条 (b) を以下のように変更します。アプリの更新は、ストアを通じて送信する必要はありません。エンド ユーザーは、ストアからアップデートを受け取ることはできません。お客様は、ストアからダウンロードされた後 Windows デバイスにインストールされているアプリを介して、直接アプリを更新することができます。Win32 アプリの更新は、Microsoft Store ポリシーを含む、本契約のすべての要件に従うものとします。当該ポリシーは現在、以下の Web サイトから入手可能であり、随時更新されることがあります。

<http://go.microsoft.com/fwlink/p/?LinkID=512933>。お客様は、認証を受けるため、またストアを通じて頒布するため、更新されたアプリを送信することもできます。更新されたアプリは、Microsoft Store ポリシーを含む、本契約のすべての要件に従うものとします。当該ポリシーは現在、以下の Web サイトから入手可能です。<http://go.microsoft.com/fwlink/p/?LinkID=512933>。アプリの新機能の追加については、お客様がアプリの頒布を行うことを選択した市場の法に基づき求めら

れるとおり、最初に顧客に通知することなく、また顧客から書面による同意を得ることなく、顧客の書面による同意を必要とする更新を通じてこれを行ってはなりません。

4. エージェントとしての任命。本契約の第 4 条 a.i を以下のように変更します。マイクロソフトの役割は、ストアを有効にし、顧客によるストアを通じたアプリおよび当該アプリ内でのアプリ内製品の購入を促進するために、テクノロジーおよびサービスを提供することです。本契約別紙 C に別途規定する場合を除き、お客様は、かかる目的で、場合によりエージェントまたはコミショネアとしてマイクロソフトを指名し、お客様は、マイクロソフトではなくお客様自身が、ストアを通じて取得される各アプリまたはアプリ内製品のディストリビューターであることを認めます。お客様は、サブエージェントとしてマイクロソフト関連会社を指名する権利をマイクロソフトに付与し、さらにマイクロソフトがサブエージェントとして指名したマイクロソフト関連会社に対し、サブエージェントとして他のマイクロソフト関連会社を指名する権利を付与します。
5. アプリの価格設定。本契約の第 6 条 (a) を以下のように変更します。お客様は、アプリを送信する場合、(1) アプリ内で利用可能な機能にアクセスするために顧客に支払いを要求するかどうか、および (2) アプリ内で有料のアプリ内製品を提供するかどうかについて、マイクロソフトに開示する必要があります。本契約に別途規定される場合を除き、マイクロソフトは、顧客によるお客様のアプリまたは当該アプリ内でのアプリ内製品の取得に関して、販売税、使用税、物品・サービス税、付加価値税、またはその他類似の税金を納付することはありません。お客様は、すべてのアプリおよびアプリ内製品の価格設定を実施する責任を単独で負うものとし、これは少なくとも、適用されるすべての法、規則および規制上の指針を順守するものとし、

## 別紙 F: MICROSOFT EDGE EXTENSIONS の契約条件

最終更新: 2021 年 6 月 28 日

本 Microsoft Edge Extensions の契約条件 (「Extensions 追加契約」) は、アプリ開発者契約の条件を補足するものです。本追加契約は、お客様が Microsoft Edge アドオンを通じて Microsoft Edge Extensions (個別のものを「拡張機能」といいます) をすでに送信したか、提供している場合に適用されます。本 Extensions 追加契約により明示的に修正される場合を除き、アプリ開発者契約の条件はすべて、参照することにより本書に組み込まれ、お客様の Microsoft Edge Extensions の提供および頒布に適用されます。本追加契約により明示的に修正される場合を除き、アプリ開発者契約に基づく「アプリケーション」または「アプリ」に適用される条件は、本追加契約で定義される拡張機能に適用されます。アプリ開発者契約における「ストア」または「Microsoft Store」への言及はすべて、本追加契約で定義される Microsoft Edge アドオンに適用されます。本追加契約で定義のない用語は、アプリ開発者契約に定める意味を有します。

### 1. 定義。

「認証要件」とは、マイクロソフトが提供する技術、機能、コンテンツ、およびその他の方針の要件を意味します。これは、<https://go.microsoft.com/fwlink/?linkid=2104222> または Microsoft Edge アドオンを通じて提供される拡張機能についてマイクロソフトが指定する別の場所から入手可能です。

「Microsoft Edge アドオン」とは、マイクロソフトが所有または運営する名称を問わないプラットフォームを意味し、これを通じて Microsoft Edge Extensions が顧客に提供され、または顧客により取得されます。

アプリケーションの送信、認証、および頒布。アプリ開発者契約の第 3 条を削除し、以下と差し替えます。

送信。お客様は、Microsoft Edge アドオンを通じて提供することを希望する各拡張機能 (各拡張機能の更新を含みます) をマイクロソフトに送信しなければなりません。お客様は、送信した拡張機能に対して単独で責任を負うものとします。拡張機能をサポートするのはお客様の責任です。マイクロソフトは、お客様が送信した拡張機能およびその他の資料のコピーをすべて保持 (または破棄) します。マイクロソフトは、これを返還しないため、お客様は、自身のバックアップ コピーを保有する必要があります。

拡張機能の更新。お客様は、認証を受けるため、また Microsoft Edge アドオンを通じて頒布するため、拡張機能の更新を送信することができます。これらの更新は、本契約のすべての要件に従うものとします。お客様は、エンドユーザーが更新を自動的に受け取る場合があることを了解しています。拡張機能の新規機能の追加については、お客様が拡張機能の頒布を行うことを選択した市場の法が更新につき顧客の書面による同意を求める場合に、最初に顧客に通知することなく、また顧客から書面による同意を得ることなく、更新による機能の追加を行なってはなりません。

当初認証。マイクロソフトは、本契約 (適用される認証要件を含みます) およびお客様に提供されるその他の方針 (もしあれば) を順守するためにお客様が送信した各拡張機能 (更新を含みます) をテストするものとします。マイクロソフトは、拡張機能が認証を受けない限り、また認証されるまで、Microsoft Edge アドオンを通じて拡張機能を提供しないものとします。

2. 積極的な拒否は不要。アプリ開発者契約第 4 条 (k) にかかわらず、お客様は、Microsoft Store for Business および Microsoft Store for Education への参加を積極的に拒否する必要はありません。拡張機能は、Microsoft Edge アドオンを通じてのみ入手可能となります。

3. アプリの価格設定、支払い、取引および税金。アプリ開発者契約の第 6 条は、拡張機能には適用されないため、本書において全体を削除します。

## 別紙 G 標準アプリケーション ライセンス条項

最終更新: 2021 年 6 月 28 日、

### 米国およびカナダで提供されるアプリケーション用の標準アプリケーション ライセンス条項

Microsoft Store、Windows の Microsoft Store、Microsoft Edge アドオン サイト、および Xbox の Microsoft Store

本ライセンス条項は、お客様とアプリケーション パブリッシャーとの契約を構成します。以下の本ライセンス条項を、注意してお読みください。本ライセンス条項は、お客様が Microsoft Store、Windows の Microsoft Store、Microsoft Edge のアドオン サイト、または Xbox の Microsoft Store (それぞれ本ライセンス条項において「ストア」といいます) からダウンロードする、すべての更新版および追加版を含むソフトウェア アプリケーション (以下「本アプリケーション」といいます) に適用されます。ただし、当該本アプリケーションに別個の条項が付属している場合には、当該条項が適用されます。

本アプリケーションをダウンロードもしくは使用することにより、またはそのいずれかを試みることにより、お客様は本ライセンス条項に同意されたものとします。本ライセンス条項に同意されない場合、お客様は本アプリケーションをダウンロードまたは使用することはできず、本アプリケーションをダウンロードまたは使用してはなりません。

「アプリケーション パブリッシャー」とは、本アプリケーションの使用をお客様に許諾する、ストアにおいて特定される法人を意味します。

本ライセンス条項を順守することを条件として、お客様には以下の権利が許諾されます。

1. インストールおよび使用の権利、権利の満了。本アプリケーションは、[使用ルール](#)の規定に従い Windows デバイスまたは Xbox 本体にインストールして使用することができます。マイクロソフトは、いつにても[使用ルール \(http://go.microsoft.com/fwlink/p/?LinkId=723143\)](http://go.microsoft.com/fwlink/p/?LinkId=723143) を変更する権利を留保します。

2. インターネット ベースのサービス。

a. インターネット ベースのサービスまたはワイヤレス サービスに関する承諾。本アプリケーションがインターネット (ワイヤレス ネットワーク経由を含むことがあります) を介してコンピューター システムに接続する場合、お客様は、当該本アプリケーションを使用することによって、標準的なデバイス情報がインターネット ベースのサービスまたはワイヤレス サービスに送信されることに同意したものとみなされます。かかるデバイス情報には、お客様のデバイス、システム、アプリケーション ソフトウェアおよび周辺機器に関する技術的な情報が含まれますが、これらに限定されません。本アプリケーションを使用してアクセスしたサービスの使用に関連してその他の条項が提示された場合は、それらの条項も適用されます。

b. インターネット ベースのサービスの不正使用。お客様は、インターネット ベースのサービスに害を及ぼす可能性のある方法、または第三者によるそのサービスもしくはワイヤレス ネットワークの使用を妨げる方法で、インターネット ベースのサービスを使用することはできません。また、サービス、データ、アカウント、またはネットワークへの不正アクセスを試みるためにサービスを

使用することは、手段を問わず一切禁じられています。

3. ライセンスの範囲。本アプリケーションは使用許諾されるものであって、販売されるものではありません。本ライセンス条項は、本アプリケーションを使用する限定的な権利をお客様に付与します。マイクロソフトが、お客様とマイクロソフトとの契約に従い、お客様のデバイス上で本アプリケーションを使用できないようにした場合、関連するすべてのライセンスの権利も終了します。その他の権利はすべてアプリケーション パブリッシャーが留保します。適用される法令によって上記の制限を超える権利が付与される場合を除き、お客様は本ライセンス条項で明示的に許可された方法のみ本アプリケーションを使用することができます。お客様は、本アプリケーションに組み込まれた利用方法を制限する技術的制限に従うものとします。お客様は、以下を行うことはできません。

- a. 本アプリケーションの技術的な制限を回避して使用すること。
- b. 本アプリケーションのリバース エンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルを行うこと。ただし、適用される法令により契約上の制限にもかかわらず明示的に認められている場合は、その範囲においてこの限りではありません。
- c. 本ライセンス条項で規定された以上の数の本アプリケーションの複製を作成すること。ただし、適用される法令において契約上の制限にもかかわらずさらに多くの部数の複製の作成が認められている場合は、当該法令において認められた数の複製を作成することができます。
- d. 本アプリケーションを公開またはその他の方法で第三者が複製できるようにすること。
- e. 本アプリケーションをレンタル、リース、または貸与すること。
- f. 本アプリケーションまたは本ライセンス条項を第三者に譲渡すること。

4. ドキュメンテーション。本アプリケーションにドキュメンテーションが付属している場合、お客様は、個人的な参照目的に限り、ドキュメンテーションを複製して使用することができます。

5. テクノロジと輸出制限。本アプリケーションは、米国または国際的なテクノロジー管理または輸出に関する規制の対象となりえます。お客様は、本アプリケーションが使用またはサポートするテクノロジーに適用される国内および国際輸出法と規則のすべてを順守しなければなりません。かかる法規には、輸出先、エンド ユーザーおよび最終用途に関する規制が含まれます。マイクロソフト ブランドの製品については、マイクロソフトの輸出に関する Web サイト (<http://go.microsoft.com/fwlink/?LinkId=242130>) を参照してください。

6. サポート サービス。利用可能なサポート サービスの利用の可否については、アプリケーション パブリッシャーにお問い合わせください。マイクロソフト、お客様のハードウェアの製造元、およびお客様の無線通信事業者 (これらのいずれかがアプリケーション パブリッシャーである場合を除きます) は、本アプリケーションのサポート サービスを提供する責任を負いません。

7. 完全合意。本ライセンス条項、適用されるプライバシー ポリシー、アプリケーションに付属している追加条項、ならびに追加ソフトウェアおよび更新プログラムに関する条項は、本アプリケーションについてのお客様とアプリケーション パブリッシャーとの間の完全なる合意を形成します。

## 8. 準拠法

a. 米国およびカナダ。お客様がアプリケーションを米国またはカナダで入手した場合、本条項の解釈、本条項の違反に関する申し立て、およびその他すべての申し立て（消費者保護、不正競争、および不法行為に関するものを含みます）には、抵触法の原則にかかわらず、お住まいの州または地域（企業の場合は主たる業務地）の法律が適用されます。

b. 米国およびカナダ以外。お客様が本アプリケーションを米国以外の国で入手した場合は、当該地域の法律を準拠法とします。

9. 法的効力。本契約は、特定の法的な権利を規定したものです。お客様は、地域または国によってはその他の権利を有する場合があります。お客様の地域または国の法律で当該法律に基づく権利の変更が認められない場合、本ライセンス条項によってそれらの権利が変更されることはありません。

10. あらゆる保証の免責。本アプリケーションは、「現状有姿のまま」、「瑕疵を問わない条件」で、かつ「提供可能な場合に限り提供しうる形」で使用許諾されます。その品質、安全性、快適性、および性能に関するすべての危険は、お客様が負担するものとします。本アプリケーションに瑕疵があることが判明した場合、お客様はすべての修正等に要する総費用を負担するものとします。アプリケーション パブリッシャーは、自身、またマイクロソフト、本アプリケーションの頒布に利用されるネットワークの無線通信事業者、ならびに、それぞれの関連会社、ベンダー、エージェント、およびサプライヤー（以下「関係当事者」といいます）に代わり、本アプリケーションに関連する明示的な保証、または条件を一切負いません。お客様は、法域や国によっては、本ライセンス条項によって変更することのできないその他の消費者としての権利を有する場合があります。お客様の地域の法令によって認められる限りにおいて、関係当事者は、商品性、特定目的に対する適合性、安全性、快適性、権利侵害の不存在などの黙示の保証または条件については一切責任を負いません。お客様の地域の法令により本ライセンス条項が規定していない保証または条件が提供されている場合、その有効期間はお客様が本アプリケーションをダウンロードしてから 90 日間に限定されます。

11. 損害賠償に関する制限および排除。法令によって禁止される場合を除き、お客様が損害賠償を求める根拠を有している場合、アプリケーション パブリッシャーの責任は、本アプリケーションについてお客様が支払った金額または 1 米ドルのいずれか高い方を上限とする直接損害に限定されます。お客様は、その他の損害（逸失利益、結果的損害、特別損害、直接損害、間接損害、または付随的損害を含みます）に関しては、アプリケーション パブリッシャーに対して賠償を請求せず、また、その権利を放棄するものとします。

この制限は以下に適用されます。

本アプリケーションまたは本アプリケーションを通じて利用できるサービスに関連した事項  
および

契約、保証または条件の違反、厳格責任、過失その他の不法行為、法令もしくは規制の違反、不当利得その他の法理に基づく申し立て（すべて適用される法令で認められる範囲において）

また、以下の場合においても、この制限が適用されるものとします。

この救済によってお客様の損失が完全には賠償されない場合、または

アプリケーション パブリッシャーが上記のような損害の可能性を認識していたか、または認識しえた場合

欧州経済地域で提供される本アプリケーションに関連する標準アプリケーション ライセンス条項

Microsoft Store、Windows の Microsoft Store、Microsoft Edge アドオン サイト、および Xbox の Microsoft Store

本ライセンス条項は、お客様とアプリケーション パブリッシャーとの契約を構成します。以下の本ライセンス条項を、注意してお読みください。本ライセンス条項は、お客様が Microsoft Store、Windows の Microsoft Store、Microsoft Edge のアドオン サイト、または Xbox の Microsoft Store (それぞれ本ライセンス条項において「ストア」といいます) からダウンロードする、すべての更新版および追加版を含むソフトウェア アプリケーション (以下「本アプリケーション」といいます) に適用されます。ただし、当該本アプリケーションに別個の条項が付属している場合には、当該条項が適用されます。

本ライセンス条項に同意されない場合、お客様は本アプリケーションをダウンロードまたは使用することはできず、本アプリケーションをダウンロードまたは使用してはなりません。

「アプリケーション パブリッシャー」とは、本アプリケーションの使用をお客様に許諾する、ストアにおいて特定される法人を意味します。

本ライセンス条項を順守することを条件として、お客様には以下の権利が許諾されます。

1. インストールおよび使用の権利、権利の満了。本アプリケーションは、[使用ルール](#)の規定に従い Windows デバイスまたは Xbox 本体にインストールして使用することができます。マイクロソフトは、いつにても[使用ルール \(http://go.microsoft.com/fwlink/p/?LinkId=723143\)](http://go.microsoft.com/fwlink/p/?LinkId=723143) を変更する権利を留保します。

2. インターネット ベースのサービス。

a. インターネット ベースのサービスまたはワイヤレス サービスに関する承諾。本アプリケーションがインターネット (ワイヤレス ネットワーク経由を含むことがあります) を介してコンピューター システムに接続する場合、お客様は、当該本アプリケーションを使用することによって、標準的なデバイス情報がインターネット ベースのサービスまたはワイヤレス サービスに送信されることに同意したものとみなされます。かかるデバイス情報には、お客様のデバイス、システム、アプリケーション ソフトウェアおよび周辺機器に関する技術的な情報が含まれますが、これらに限定されません。本アプリケーションを使用してアクセスしたサービスの使用に関連してその他の条項が提示された場合は、それらの条項も適用されます。

b. インターネット ベースのサービスの不正使用。お客様は、インターネット ベースのサービスに故意に害を及ぼす方法、または第三者によるそのサービスもしくはワイヤレス ネットワークの使用を妨げる方法で、インターネット ベースのサービスを使用することはできません。また、サービス、データ、アカウントまたはネットワークへの不正アクセスを試みるために本サービスを使用することは一切禁じられています。

3. ライセンスの範囲。本アプリケーションは使用許諾されるものであって、販売されるものではありません。本ライセンス条項は、本アプリケーションを使用する限定的な権利をお客様に付与します。マイクロソフトが、お客様とマイクロソフトとの契約に従い、お客様のデバイス上で本アプリケーションを使用できないようにした場合、関連するすべてのライセンスの権利も終了します。その他の権利はすべてアプリケーション パブリッシャーが留保します。適用される法令によって上記の制限を超える権利が付与される場合を除き、お客様は本ライセンス条項で明示的に許可された方法のみ本アプリケーションを使用することができます。お客様は、本アプリケーションに組み込まれた利用方法を制限する技術的制限に従うものとします。お客様は、以下を行うことはできません。

a. 本アプリケーションの技術的な制限を回避して使用すること。

b. 本アプリケーションのリバース エンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルを行うこと。ただし、コンピューター プログラムに関して適用される著作権法の規定により明示的に認められている場合は、その範囲においてこの限りではありません。

c. 本ライセンス条項で規定された以上の数の本アプリケーションの複製を作成すること。ただし、適用される法令において契約上の制限にもかかわらずさらに多くの部数の複製の作成が認められている場合は、当該法令において認められた数の複製を作成することができます。

d. 本アプリケーションを公開またはその他の方法で第三者が複製できるようにすること。

e. 本アプリケーションをレンタル、リース、または貸与すること。

f. 本アプリケーションまたは本ライセンス条項を第三者に譲渡すること。

4. ドキュメンテーション。本アプリケーションにドキュメンテーションが付属している場合、お客様は、個人的な参照目的に限り、ドキュメンテーションを複製して使用することができます。

5. テクノロジと輸出制限。本アプリケーションは、米国または国際的なテクノロジ管理または輸出に関する規制の対象となりえます。お客様は、本アプリケーションが使用またはサポートするテクノロジに適用される国内および国際輸出法と規則のすべてを順守しなければなりません。かかる法規には、輸出先、エンド ユーザーおよび最終用途に関する規制が含まれます。マイクロソフト ブランドの製品については、マイクロソフトの輸出に関する Web サイト (<http://go.microsoft.com/fwlink/?LinkId=242130>) を参照してください。

6. サポート サービス。利用可能なサポート サービスの利用の可否については、アプリケーション パブリッシャーにお問い合わせください。マイクロソフト、お客様のハードウェアの製造元、およびお客様の無線通信事業者 (これらのいずれかがアプリケーション パブリッシャーである場合を除きます) は、本アプリケーションのサポート サービスを提供する責任を負いません。

7. 完全合意。本ライセンス条項、適用されるプライバシー ポリシー、アプリケーションに付属している追加条項、ならびに追加ソフトウェアおよび更新プログラムに関する条項は、本アプリケーションについてのお客様とアプリケーション パブリッシャーとの間の完全なる合意を形成します。

## 8. 準拠法

a. 米国およびカナダ。お客様がアプリケーションを米国またはカナダで入手した場合、本条項の解釈、本条項の違反に関する申し立て、およびその他すべての申し立て（消費者保護、不正競争、および不法行為に関するものを含みます）には、抵触法の原則にかかわらず、お住まいの州または地域（企業の場合は主たる業務地）の法律が適用されます。

b. 米国およびカナダ以外。お客様が本アプリケーションを米国以外の国で入手した場合は、当該地域の法律を準拠法とします。

9. 法的効力。本契約は、特定の法的な権利を規定したものです。お客様は、地域または国によってはその他の権利を有する場合があります。お客様の地域または国の法律で当該法律に基づく権利の変更が認められない場合、本ライセンス条項によってそれらの権利が変更されることはありません。

10. あらゆる保証の免責。本アプリケーションは、「現状有姿のまま」、「瑕疵を問わない条件」で、かつ「提供可能な場合に限り提供しうる形」で使用許諾されます。アプリケーション パブリッシャーは自ら、またマイクロソフト（マイクロソフトがアプリケーション パブリッシャーではない場合）、本アプリケーションの頒布に利用されるネットワークの無線通信事業者、ならびに、それぞれの関連会社、ベンダー、エージェント、およびサプライヤー（以下「関係当事者」といいます）に代わり、本アプリケーションに関連する追加の契約上の保証、または条件を一切負いません。お客様は、法により予想されるすべての必須の保証を有しますが、当社は、その他の保証を行いません。関係当事者は、商品性、特定目的に対する適合性、安全性、快適性、権利侵害の不存在などの黙示の必須の保証については一切責任を負いません。

## 11. 救済および損害賠償の制限

a. アプリケーション パブリッシャーは、ユーザー コンテンツまたはその他の第三者のマテリアルに対して責任を負わないものとします。これには、第三者の Web サイトへのリンク、およびユーザーが提供するアクティビティが含まれます。当該コンテンツおよびアクティビティは、アプリケーション パブリッシャーに帰属しておらず、またはアプリケーション パブリッシャーの意見を表明するものではありません。

b. アプリケーション パブリッシャーは、本ライセンス条項に定める重大な義務が違反された場合に限り責任を負うものとします。

c. アプリケーション パブリッシャー、その任意代理人またはその法定代理人が少なくとも重過失または故意の不法行為により行動していない限り、当該アプリケーション パブリッシャー、その任意代理人または法定代理人は、逸失利益を含む間接損害に関する予測不可能な損害賠償または金銭的損失につき責任を負わないものとします。

d. アプリケーション パブリッシャーの法令上の無過失責任（製造物責任法に基づく責任および保証違反に対する法令上の責任を含みますが、これらに限定されません）は、この責任の制限により影響を受けることはありません。上記は、詐欺または過失により人身傷害または死亡が生じた場合、アプリケーション パブリッシャー、その任意代理人または法定代理人の責任にも適用されます。

e. 本アプリケーション ライセンス条項または本アプリケーションもしくは本アプリケーションを通じて提供されるサービスの利用に起因して、本第 11 条の (a) ないし (e) に定めるものを除きその他の契約上および法定の請求が生じることはありません。

中国で提供される本アプリケーションに関連する標準アプリケーション ライセンス条項

Microsoft Store、Windows の Microsoft Store、Microsoft Edge アドオン サイト、および

Xbox の Microsoft Store

本ライセンス条項は、お客様とアプリケーション パブリッシャーとの契約を構成します。

以下の本ライセンス条項を、注意してお読みください。本ライセンス条項は、お客様が Microsoft Store、Windows の Microsoft Store、Microsoft Edge のアドオン サイト、または Xbox の Microsoft Store (それぞれ本ライセンス条項において「ストア」といいます) からダウンロードする、すべての更新版および追加版を含むソフトウェア アプリケーション (以下「本アプリケーション」といいます) に適用されます。ただし、当該本アプリケーションに別個の条項が付属している場合には、当該条項が適用されます。

本アプリケーションをダウンロードもしくは使用することにより、またはそのいずれかを試みることにより、お客様は本ライセンス条項に同意されたものとします。本ライセンス条項に同意されない場合、お客様は本アプリケーションをダウンロードまたは使用することはできず、本アプリケーションをダウンロードまたは使用してはなりません。

「アプリケーション パブリッシャー」とは、本アプリケーションの使用をお客様に許諾する、ストアにおいて特定される法人を意味します。

本ライセンス条項を順守することを条件として、お客様には以下の権利が許諾されます。

1. インストールおよび使用の権利、権利の満了。本アプリケーションは、[使用ルール](#)の規定に従い Windows デバイスまたは Xbox 本体にインストールして使用することができます。マイクロソフトは、いつにても[使用ルール \(http://go.microsoft.com/fwlink/p/?LinkId=723143\)](http://go.microsoft.com/fwlink/p/?LinkId=723143) を変更する権利を留保します。

2. インターネット ベースのサービス。

a. インターネット ベースのサービスまたはワイヤレス サービスに関する承諾。本アプリケーションがインターネット (ワイヤレス ネットワーク経由を含むことがあります) を介してコンピューター システムに接続する場合、お客様は、当該アプリケーションを使用することによって、標準的なデバイス情報がインターネット ベースのサービスまたはワイヤレス サービスに送信されることに同意したものとみなされます。かかるデバイス情報には、お客様のデバイス、システム、アプリケーション ソフトウェアおよび周辺機器に関する技術的な情報が含まれますが、これらに限定されません。本アプリケーションを使用してアクセスしたサービスの使用に関連してその他の条項が提示された場合は、それらの条項も適用されます。

b. インターネット ベースのサービスの不正使用。お客様は、インターネット ベースのサービスに害を及ぼす可能性のある方法、または第三者によるそのサービスもしくはワイヤレス ネットワークの使用を妨げる方法で、インターネット ベースのサービスを使用することはできません。

ん。また、サービス、データ、アカウントまたはネットワークへの不正アクセスを試みるために本サービスを使用することは一切禁じられています。

3. ライセンスの範囲。本アプリケーションは使用許諾されるものであって、販売されるものではありません。本ライセンス条項は、本アプリケーションを使用する限定的な権利をお客様に付与します。マイクロソフト、OPM、MMAIS、SINA、Tencent、または CMCC が、お客様の契約に従い、お客様のデバイス上で本アプリケーションを使用できないようにした場合、関連するすべてのライセンスの権利も終了します。その他の権利はすべてアプリケーション パブリッシャーが留保します。適用される法令によって上記の制限を超える権利が付与される場合を除き、お客様は本ライセンス条項で明示的に許可された方法でのみ本アプリケーションを使用することができます。お客様は、本アプリケーションに組み込まれた利用方法を制限する技術的制限に従うものとします。お客様は、以下を行うことはできません。

a. 本アプリケーションの技術的な制限を回避して使用すること。

b. 本アプリケーションのリバース エンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルを行うこと。ただし、コンピューター プログラムに関して適用される著作権法の規定により明示的に認められている場合は、その範囲においてこの限りではありません。

c. 本ライセンス条項で規定された以上の数の本アプリケーションの複製を作成すること。ただし、適用される法令において契約上の制限にもかかわらずさらに多くの部数の複製の作成が認められている場合は、当該法令において認められた数の複製を作成することができます。

d. 本アプリケーションを公開またはその他の方法で第三者が複製できるようにすること。

e. 本アプリケーションをレンタル、リース、または貸与すること。

f. 本アプリケーションまたは本ライセンス条項を第三者に譲渡すること。

4. ドキュメンテーション。本アプリケーションにドキュメンテーションが付属している場合、お客様は、個人的な参照目的に限り、ドキュメンテーションを複製して使用することができます。

5. テクノロジと輸出制限。本アプリケーションは、米国または国際的なテクノロジ管理または輸出に関する規制の対象となりえます。お客様は、本アプリケーションが使用またはサポートするテクノロジに適用される国内および国際輸出法と規則のすべてを順守しなければなりません。かかる法規には、輸出先、エンド ユーザーおよび最終用途に関する規制が含まれます。マイクロソフト ブランドの製品については、マイクロソフトの輸出に関する Web サイト (<http://go.microsoft.com/fwlink/?LinkId=242130>) を参照してください。

6. サポート サービス。利用可能なサポート サービスの利用の可否については、アプリケーション パブリッシャーにお問い合わせください。マイクロソフト、OPM、MMAIS、SINA、Tencent、CMCC、お客様のハードウェアの製造元、およびお客様の無線通信事業者 (これらのいずれかがアプリケーション パブリッシャーである場合を除きます) は、本アプリケーションのサポート サービスを提供する責任を負いません。

7. 完全合意。本ライセンス条項、適用されるプライバシーポリシー、アプリケーションに付属している追加条項、ならびに追加ソフトウェアおよび更新プログラムに関する条項は、本アプリケーションについての完全なる合意を形成します。

#### 8. 準拠法

a. 米国およびカナダ。お客様が本アプリケーションを米国またはカナダで入手した場合、本条項の解釈、本条項の違反に関する申し立て、およびその他すべての申し立て（消費者保護、不正競争、および不法行為に関するものを含みます）には、抵触法の原則にかかわらず、お住まいの州または地域（企業の場合は主たる業務地）の法律が適用されます。

b. 米国およびカナダ以外。お客様が本アプリケーションを米国以外の国で入手した場合は、当該地域の法律を準拠法とします。

9. 法的効力。本契約は、特定の法的な権利を規定したものです。お客様は、地域または国によってはその他の権利を有する場合があります。お客様の地域または国の法律で当該法律に基づく権利の変更が認められない場合、本ライセンス条項によってそれらの権利が変更されることはありません。

10. あらゆる保証の免責。本アプリケーションは、「現状有姿のまま」、「瑕疵を問わない条件」で、かつ「提供可能な場合に限り提供しうる形」で使用許諾されます。本アプリケーションを使用することで生じるリスクは、お客様が負うものとします。アプリケーション パブリッシャーは自ら、またマイクロソフト（マイクロソフトがアプリケーション パブリッシャーではない場合）、OPM、MMAIS、SINA、Tencent、CMCC、本アプリケーションの頒布に利用されるネットワークの無線通信事業者、ならびに、それぞれの関連会社、ベンダー、エージェント、およびサプライヤー（以下「関係当事者」といいます）に代わり、本アプリケーションに関連する明示的な保証、または条件を一切負いません。本アプリケーションの品質、安全性、快適性、および性能に関するリスクはすべてお客様が負うものとします。本アプリケーションに欠陥があることが証明された場合、お客様は必要なすべての修正または修理の費用をすべて負担するものとします。お客様は、法域や国によっては、本契約によって変更されないその他の消費者としての権利を有する場合があります。お客様の地域の法令によって認められる限りにおいて、関係当事者は、商品性、特定目的に対する適合性、安全性、快適性、権利侵害の不存在などの黙示の保証または条件については一切責任を負いません。

11. 損害賠償に関する制限および排除。法律で禁止されていない限りにおいて、アプリケーション パブリッシャーの責任は、お客様が本アプリケーションについて実際に支払った金額あるいは1.00 米ドルのいずれか高額の金額を上限とする直接損害に限定されます。お客様は、その他の損害（結果的損害、逸失利益、特別損害、間接損害、付随的損害、懲罰的損害賠償を含みます）に関しては、アプリケーション パブリッシャーに対して賠償を請求せず、また、その権利を放棄するものとします。

この制限は以下に適用されます。

本アプリケーションまたは本アプリケーションを通じて利用できるサービスに関連した事項  
および

契約、保証または条件の違反、厳格責任、過失その他の不法行為、法令もしくは規制の違反、不当利得その他の法理に基づく申し立て（すべて適用される法令で認められる範囲において）

また、以下の場合においても、この制限が適用されるものとします。

この救済によってお客様の損失が完全には賠償されない場合、または

アプリケーション パブリッシャーが上記のような損害の可能性を認識していたか、または認識しえた場合

その他のすべての地域で提供される本アプリケーションに関連する標準アプリケーション ライセンス条項

Microsoft Store、Windows の Microsoft Store、Microsoft Edge アドオン サイト、および Xbox の Microsoft Store

本ライセンス条項は、お客様とアプリケーション パブリッシャーとの契約を構成します。以下の本ライセンス条項を、注意してお読みください。本ライセンス条項は、お客様が Microsoft Store、Windows の Microsoft Store、Microsoft Edge のアドオン サイト、または Xbox の Microsoft Store (それぞれ本ライセンス条項において「ストア」といいます) からダウンロードする、すべての更新版および追加版を含むソフトウェア アプリケーション (以下「本アプリケーション」といいます) に適用されます。ただし、当該本アプリケーションに別個の条項が付属している場合には、当該条項が適用されます。

本アプリケーションをダウンロードもしくは使用することにより、またはそのいずれかを試みることにより、お客様は本ライセンス条項に同意されたものとします。本ライセンス条項に同意されない場合、お客様は本アプリケーションをダウンロードまたは使用することはできず、本アプリケーションをダウンロードまたは使用してはなりません。

「アプリケーション パブリッシャー」とは、本アプリケーションの使用をお客様に許諾する、ストアにおいて特定される法人を意味します。

本ライセンス条項を順守することを条件として、お客様には以下の権利が許諾されます。

1. インストールおよび使用の権利、権利の満了。本アプリケーションは、[使用ルール](#)の規定に従い Windows デバイスまたは Xbox 本体にインストールして使用することができます。マイクロソフトは、いつにても[使用ルール \(http://go.microsoft.com/fwlink/p/?LinkId=723143\)](http://go.microsoft.com/fwlink/p/?LinkId=723143)を変更する権利を留保します。

2. インターネット ベースのサービス。

a. インターネット ベースのサービスまたはワイヤレス サービスに関する承諾。本アプリケーションがインターネット (ワイヤレス ネットワーク経由を含むことがあります) を介してコンピューター システムに接続する場合、お客様は、当該アプリケーションを使用することによって、標準的なデバイス情報がインターネット ベースのサービスまたはワイヤレス サービスに送信されることに同意したものとみなされます。かかるデバイス情報には、お客様のデバイス、システム、アプリケーション ソフトウェアおよび周辺機器に関する技術的な情報が含まれますが、これらに限定されません。本アプリケーションを使用してアクセスしたサービスの使用に関連してその他の条項が提示された場合は、それらの条項も適用されます。

b. インターネット ベースのサービスの不正使用。お客様は、インターネット ベースのサービスに害を及ぼす可能性のある方法、または第三者によるそのサービスもしくはワイヤレスネットワークの使用を妨げる方法で、インターネット ベースのサービスを使用することはできません。また、サービス、データ、アカウント、またはネットワークへの不正アクセスを試みるためにサービスを使用することは、手段を問わず一切禁じられています。

3. ライセンスの範囲。本アプリケーションは使用許諾されるものであって、販売されるものではありません。本ライセンス条項は、本アプリケーションを使用する限定的な権利をお客様に付与します。マイクロソフトが、お客様とマイクロソフトとの契約に従い、お客様のデバイス上で本アプリケーションを使用できないようにした場合、関連するすべてのライセンスの権利も終了します。その他の権利はすべてアプリケーション パブリッシャーが留保します。適用される法令によって上記の制限を超える権利が付与される場合を除き、お客様は本ライセンス条項で明示的に許可された方法のみ本アプリケーションを使用することができます。お客様は、本アプリケーションに組み込まれた利用方法を制限する技術的制限に従うものとします。お客様は、以下を行うことはできません。

a. 本アプリケーションの技術的な制限を回避して使用すること。

b. 本アプリケーションのリバース エンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルを行うこと。ただし、適用される法令により契約上の制限にもかかわらず明示的に認められている場合は、その範囲においてこの限りではありません。

c. 本ライセンス条項で規定された以上の数の本アプリケーションの複製を作成すること。ただし、適用される法令において契約上の制限にもかかわらずさらに多くの部数の複製の作成が認められている場合は、当該法令において認められた数の複製を作成することができます。

d. 本アプリケーションを公開またはその他の方法で第三者が複製できるようにすること。

e. 本アプリケーションをレンタル、リース、または貸与すること。

f. 本アプリケーションまたは本ライセンス条項を第三者に譲渡すること。

4. ドキュメンテーション。本アプリケーションにドキュメンテーションが付属している場合、お客様は、個人的な参照目的に限り、ドキュメンテーションを複製して使用することができます。

5. テクノロジと輸出制限。本アプリケーションは、米国または国際的なテクノロジ管理または輸出に関する規制の対象となりえます。お客様は、本アプリケーションが使用またはサポートするテクノロジに適用される国内および国際輸出法と規則のすべてを順守しなければなりません。かかる法規には、輸出先、エンド ユーザーおよび最終用途に関する規制が含まれます。マイクロソフト ブランドの製品については、マイクロソフトの輸出に関する Web サイト (<http://go.microsoft.com/fwlink/?LinkId=242130>) を参照してください。

6. サポート サービス。利用可能なサポート サービスの内容については、アプリケーション パブリッシャーにお問い合わせください。マイクロソフト、お客様のハードウェアの製造元、およびお客様の無線通信事業者 (これらのいずれかがアプリケーション パブリッシャーである場合を除きます) は、本アプリケーションのサポート サービスを提供する責任を負いません。

7. 完全合意。本ライセンス条項、適用されるプライバシー ポリシー、アプリケーションに付属している追加条項、ならびに追加ソフトウェアおよび更新プログラムに関する条項は、本アプリケーションについてのお客様とアプリケーション パブリッシャーとの間の完全なる合意を形成します。

#### 8. 準拠法

a. 米国およびカナダ。お客様が本アプリケーションを米国またはカナダで入手した場合、本ライセンス条項の解釈、本ライセンス条項の違反に関する申し立て、およびその他すべての申し立て（消費者保護、不正競争、および不法行為に関するものを含みます）には、抵触法にかかわらず、お住まいの地域（企業の場合は主たる業務地）の法律が適用されます。

b. 米国およびカナダ以外。お客様が本アプリケーションを米国以外の国で入手した場合は、当該地域の法律を準拠法とします。

9. 法的効力。本契約は、特定の法的な権利を規定したものです。お客様は、地域または国によってはその他の権利を有する場合があります。お客様の地域または国の法律で当該法律に基づく権利の変更が認められない場合、本ライセンス条項によってそれらの権利が変更されることはありません。

10. あらゆる保証の免責。適用される法令に従い、本アプリケーションは、「現状有姿のまま」、「瑕疵を問わない条件」で、かつ「提供可能な場合に限り提供しうる形」で使用許諾されます。本アプリケーションを使用することで生じるリスクは、お客様が負うものとします。アプリケーション パブリッシャーは自ら、またマイクロソフト（マイクロソフトがアプリケーション パブリッシャーではない場合）、本アプリケーションの頒布に利用されるネットワークの無線通信事業者、ならびに、それぞれの関連会社、ベンダー、エージェント、およびサプライヤー（以下「関係当事者」といいます）に代わり、本アプリケーションに関連する明示的な保証、または条件を一切負いません。本アプリケーションの品質、安全性、快適性、および性能に関するリスクはすべてお客様が負うものとします。本アプリケーションに欠陥があることが証明された場合、お客様は必要なすべての修正または修理の費用をすべて負担するものとします。お客様は、法域や国によっては、本ライセンス条項によって変更することのできないその他の消費者としての権利を有する場合があります。お客様の地域の法令によって認められる限りにおいて、関係当事者は、

商品性、特定目的に対する適合性、安全性、快適性、権利侵害の不存在などの黙示の保証または条件については一切責任を負いません。

11. 損害賠償に関する制限および排除。法令によって禁止される場合を除き、お客様が損害賠償を求める根拠を有している場合、アプリケーション パブリッシャーの責任は、本アプリケーションについてお客様が支払った金額または 1 米ドルのいずれか高い方を上限とする直接損害に限定されます。適用される法令に従って、お客様は、その他の損害（結果的損害、逸失利益、特別損害、間接損害、付随的損害、懲罰的損害賠償を含みます）に関しては、アプリケーション パブリッシャーに対して賠償を請求せず、また、その権利を放棄するものとします。お客様の地域の法令により本ライセンス条項が規定していない保証または条件が提供されている場合、適用される法令に従い、その有効期間はお客様が本アプリケーションをダウンロードしてから 90 日間に限定されます。

この制限は以下に適用されます。

本アプリケーションまたは本アプリケーションを通じて利用できるサービスに関連した事項

および

契約、保証または条件の違反、厳格責任、過失その他の不法行為、法令もしくは規制の違反、不当利得その他の法理に基づく申し立て（すべて適用される法令で認められる範囲において）

また、以下の場合においても、この制限が適用されるものとします。

この救済によってお客様の損失が完全には賠償されない場合、または

アプリケーション パブリッシャーが上記のような損害の可能性を認識していたか、または認識しえた場合

## アプリ開発者契約書の主要な変更履歴の概要

**発行日: 2021年6月28日 第8.7版**

**発効日: 2021年7月28日**

- 第1条 (g) 認証要件の定義を更新
- 第1条 (o)、当社ゲームの定義を更新
- 第1条 (z)、ストアの定義を更新
- 第4条 (a)、(ii)、(iii)、(iv)を更新し、アプリ内コマースにマイクロソフトの コマース プラットフォームを使用するアプリに対する条件の適用可能性を明確化
- 第4条 (b)を更新し、マイクロソフトに対する権利の付与を明確化
- 第4条 (c)を追加し、FOSS ライセンスに適用される条件を明確化および統合
- 第5条 (d)を更新し、マイクロソフトの コマース プラットフォームではなく、第三者の安全なコマース エンジンを実用内コマースに使用することをパブリッシャーが選択できるケースを反映
- 第5条 (e)を更新し、アプリ内コマースに第三者の コマース プラットフォームを使用する場合の要件を明確化
- 第6条 (a)を更新し、アプリ内コマースにマイクロソフトの コマース プラットフォームを使用するアプリに対する条件の適用可能性を明確化
- 第6条 (b)を更新し、該当する Windows デバイス上で配布されるゲーム アプリについて、2021年8月1日付で、12%のストア料金への変更を反映
- 第6条 (c)、(g)を更新し、アプリ内コマースにマイクロソフトの コマース プラットフォームを使用するアプリに対する条件の適用可能性を明確化
- 第6条 (f)を更新し、返金およびチャージバックに関連する費用に対する責任を明確化
- 第6条 (h)を追加し、マイクロソフトの コマース プラットフォームが使用されていない場合の税金の徴収条件に対処
- 第7条 (c)を更新し、Web サイトを追加
- 別紙 Cを更新し、アプリ開発者契約 (ADA) の第4条の変更に対処
- 別紙 E、Win32 アプリ パッケージの契約条件を新たに追加
- 別紙 Fを新たに追加し、Microsoft Edge Extensions の契約条件を ADA に統合

**2020年7月10日、バージョン8.6**

- 第2条および第3条 (l)を更新し、アカウントまたはアプリ削除の審査を要求するための連絡先情報を提供
- マイクロソフトのマーケティングおよび配置慣行の開示に適用される法令の順守について、第4条 (f)「製品ランキング、配置、マーケティング」を追加
- 第4条 (g)を更新し、適用法を順守するためのプライバシーポリシー要件を明確化。
- マイクロソフトの広告サービスの使用に関する第5条 (h)を削除
- 第10条 (c)を更新し、マイクロソフトが開発者の要求に応じて行ったストア アカウント操作に関連して提起された請求に対する防御の義務を追加。
- 第11条を更新し、更新通知期間中に契約を解除する権利を追加。
- 第12条 (g)を追加し、調停業者の情報を提供
- 別紙 E「広告サービス追加契約」を削除
- 別紙 E「標準アプリケーション ライセンス条項」を更新

## 2020年1月14日、バージョン 8.5

- 1 (l)「データ保護法」の定義を追加
- 3 (l)を更新、広告法規または価格設定法規の適用性を明確化する文言を追加
- 第4条 (a) (ii, iii) および第6条 (e)を更新し、オーストラリアおよびニュージーランドの税規制の説明を追加
- 第4条 (f)を更新し、データ保護法に準拠したプライバシーポリシー要件を追加
- 6 (a)を更新、広告および価格設定の適用法規のコンプライアンスに関する文言を追加
- 6 (b)を更新、該当するプラットフォームの対象アプリに以前適用されていたパブリッシャーの販促活動により直接顧客を獲得した場合の95/5%の収益配分プログラムを削除
- 6 (d)を更新、支払いの条件および処理を更新。支払いの閾値を、すべての支払い方法について50ドルに引き上げ、説明をここに記載。
- 10 (b)を更新し、責任制限に関する説明を明確化
- 10 (c)を更新し、「防御義務」の文言を明確化
- 12 (d)を追加し、個人情報に関するGDPRに定義されている独立したデータ管理者としての当事者の役割を追加
- 12 (g)を追加し、適用されるすべてのデータ保護法に従う義務を追加
- 別紙 F「お客様のアプリのプロモーション」を削除
- 別紙 G「Windows 開発者プログラム リワード補遺」を削除

## 2019年3月5日、バージョン 8.4

- 第1条 (h)、商取引拡大調整の定義を更新
- 第1条 (k)を更新し、「デベロッパー センター」を「パートナー センター」に名称変更、およびリファレンスを更新 (本契約およびその別紙を通じて)
- 第1条 (t)、純収入の定義を更新
- 第1条 (y)、ストアまたは Microsoft Store の定義を更新
- 第1条 (aa)、ストア料金の定義を更新
- 第1条 (hh) に、小規模トランザクション調整の定義を追加
- 第1条 (ii) に、CID の定義を追加
- 第1条 (iii) に、OCID の定義を追加
- 第4条 (a) (i)を更新し、エージェントまたはコミッショネアとしてのマイクロソフトの役割および料金の控除方法について明確化
- 第6条 (b) (i, ii, iii, iv)を更新し、新しいストア料金および収益配分を反映。
- 第6条 (c)において、商取引拡大調整および小規模トランザクション調整の条件を更新
- 第6条 (d)、支払条件を更新し明確化
- 返金/チャージバックの控除について、第6条 (h)を更新。
- 返金/チャージバックの控除に関して、別紙 C 第4条を変更
- 別紙 G「デベロッパー センター ベネフィット プログラム」を、「Windows 開発者リワード プログラム」に名称変更
- 別紙 I「デベロッパー センター Insider Program」を削除

## 2018年5月23日、バージョン 8.3

- 第1条 (v)「個人情報」の定義を更新。
- 第5条 (b) に、開発者およびそのアプリの両方に現地法の条件が適用されるという説明を追加。マイクロソフトがその法的義務を順守する必要性に応じて要求する合理的な措置を取るよう開発者に要求する新しい条項を追加。
- 第5条 (f)において、Xbox Live Services を有効にすることで、アプリが個人情報を収集する可能性があることを明確化。
- 第8条 (b) に文言を追加し、エラー報告データに表示された個人情報がマイクロソフト秘密情報とみなされることを明確化。当該データは、個人情報の取り扱いに適用される要件の対象となります。当該要

件には、30 日後の削除、マイクロソフトのリクエストに応じた破棄またはマイクロソフトへの返却、および年次監査が含まれます。

### **2018 年 2 月 14 日 バージョン 8.2**

- 税金に関する文言を更新し、(i) ニュージーランドのアプリ開発者に代わって税金を納付する権利をマイクロソフト関連会社に付与、(ii) 有料アプリ/アプリ内製品をストア内で提供するニュージーランドのアプリ開発者に関する新しい GST 登録要件を明確化、および (iii) オーストラリアおよびニュージーランドのエージェントとして機能するマイクロソフトの子会社を更新。

### **2017 年 11 月 20 日、バージョン 8.1**

- 責任および開発者の補償義務の割り当てを明確にするため、第 10 条 (c) の文言を更新。

### **2017 年 10 月 26 日、バージョン 8.0**

- 当社ゲーム以外のサブスクリプションの収益について 85/15 % の配分を実施するため、ストア料金に関する条項を更新
- 当社ゲームおよび非サブスクリプション収益配分に変更がないことを明確化するため、「当社ゲーム」の定義を追加し、「商取引拡大調整」の定義を更新。
- 開発者の表明を追加し、会社の代理として ADA に同意する個人が、その会社の代理で同意する権限を与えられていることを記載。
- Microsoft Store のブランド変更に関連し、「ストア」の定義を更新。
- 標準アプリケーション ライセンス条項 (別紙 H) を更新し、Microsoft サービス規約の標準アプリケーション ライセンス条項との一貫性を確保。

### **2017 年 7 月 1 日、バージョン 7.10**

- 税金に関する文言を更新し、(i) オーストラリアのアプリ開発者に代わって税金を納付する権利をマイクロソフト関連会社に付与、および (ii) 有料アプリ/アプリ内製品をストア内で提供するオーストラリアのアプリ開発者に関する新しい GST 登録要件を明確化。
- 別紙 H: Windows ストア – 標準アプリケーション ライセンス条項を更新し、[マイクロソフトの使用ルール] (<http://go.microsoft.com/fwlink/p/?LinkId=723143>) が、使用権にも適用されるように変更。
- デベロッパー センター経由で送信されるアプリおよびアプリ内製品を教育機関に提供し、その教育機関の権限を有する従業員、代理人および社員に頒布し使用させることのできるもう一つのストアとして「教育機関向け Microsoft Store」を追加。

### **2017 年 4 月 12 日、バージョン 7.9**

- 第 4 条 (a) の表現を更新し、マイクロソフト関連会社が他のマイクロソフト関連会社をサブエージェントに指名する権利を付与
- 第 4 条 (g) を改訂し、ライセンスの使用がマイクロソフトの使用ルールに沿うように設定
- 新しい適用法の条項第 5 条 (b) で、適用される輸出法に関する要件を明確化
- 第 5 条 (l)「ユーザーへの害なし」を削除し、Windows ストア ポリシーに追加

### **2016 年 10 月 1 日、バージョン 7.8**

- 更新された税法に従い、ニュージーランドに本社を有する開発者について、第 12 条 (e) における契約当事者を更新。

## 2016年8月2日、バージョン 7.7

- 第1条(c)および(d)の「アプリケーション」および「アプリ アセット」の定義を更新し、拡張機能、ビデオトレイラーおよびユーザー作成コンテンツを追加
- 第1条(f)の「認証」を明確にし、認証プロセスを完了し通過することとして定義
- 責任および補償の限定を目的とし、第1条(i)の「関係当事者」の定義に「マイクロソフト関連会社」を追加
- 第1条(n)の「アプリ内製品」の定義を明確化
- 第1条(q)(aa)の定義リストに、「NDA」と「ユーザー作成コンテンツ」を追加
- 第3条(k)において、プロモーションコードが限定数で提供されること、かつそれぞれの使用回数が限定されていることを明確化
- 第4条(e)において、アプリおよびアプリ内製品の両方の年齢区分を更新
- 第5条(e)において、アプリ内コマースを更新し、デジタル商品にMS IAPを実装するための猶予期間を削除
- 第5条(f)において、Xbox Live Servicesをアプリ内で有効にするには、Xbox 認証プロセスを通じた申請が必要であることを明確化。
- 第9条(b)「エラー報告データ」を明確化し、エラー報告データに含まれるすべての個人情報を速やかに削除し、当該データを任意の目的に使用または開示しないことを開発者に要求
- 別紙C「マーケティングの権利」を更新し、マイクロソフト認定リセラーを追加
- 別紙E「補償に関する広告セクションの要件」を更新し、第10条(c)および第11条(b)を参照のため組み入れ
- 別紙Hを更新し、新しい標準アプリケーション ライセンス条項を反映